



8

また、本県が開発しました主力品種のあきたこまち、デビューリーして三十三年目になりますが、これまで長きにわたりまして消費者や実需者の皆様から広範な御支持をいただいておりまして、そのブランド力は三十年をたつた今でも健在であるというふうに思っています。全国的に業務用米が不足する中で、抜群の知名度と、食味が良く、値頃感があり、年間を通じて安定供給できる口ツメトを有することから、最近改めて引き合いが強くなつておりますし、市場から需要を見合った供給をお願いされているところであります。

メートル以内の周辺圃場についても防除基準を設定したり、また異品種混入リスクを回避するため水田クリーニングを実施するなど、県独自の厳格な基準の下で種子生産に取り組んでいるところでございます。

ります。このしきゆたかのように、農家の所得向上に資するような民間品種につきましては、例えば簡易な現地適応試験をもつて奨励品種にする」とで迅速に県内普及を図ることが可能となりま  
す。

以上、種子法廃止の受け止め方、それから本県の対応等について述べてまいりましたけれども、法が廃止されること 자체はそれほど大きな問題があるというふうには思ってございません。また、先ほど申し上げましたような新たな取組が促進される可能性もありますので、廃止とという判断も理解できるものであるというふうに考えてございま

しかしながら、優良種子の安定供給は農業生産の根幹であり、供給される種子の品質は農家の経営にとって何よりも重要でありますので、現場を預かる県といたしまして、廃止に当たり次の二点

を申入れしたいというふうに思います。  
す。  
一点目は、安定供給への対応についてであります。

今回の種子法廃止によつて、間違つても全国的に不良な種子が生産されたり流通するといつたようなことがないよう、国において、現行の種子法及び関係通知、これは基本要綱、運用等にあると、思いますけれども、これの実質的な代わりとなり

ますガイドライン等を速やかに明示するなど、民間の種子を含めて流通する種子の品質保持に万全の措置を講じていただくことあります。

その際、(一)の回数を省略する選択肢を選んだとすると、現在、都道府県が行つております審査の実態を踏まえまして、これまでの取組を生かす形で柔軟な運用ができる仕組みとしていただきたいというふ

うに思つてございります。  
二点目が財政的な支援についてであります。  
主要農作物種子の生産、供給においては、これ

は各都道府県が中心的な役割を果たしていることから、その業務に対する地方財政措置、いわゆる地方交付税ですね、これにつきまして法のあるな

あわせて、今後、国が提案しておりますような  
他県や民間企業と連携した取組、こうしたもののが一にも地方交付税が減額されるといつたことのないよう強く申入れしたいというふうに思いま  
す。

本県は、過去に種子生産圃場で異品種混入問題が発生したり、ばか苗病が多発したことを受けまして、原種圃場を現在地に移転するといった苦い経験を有しております。このため、現在では、例えば種子を生産する圃場だけでなく、半径五百

推進に對しまして、ソフト、ハード両面から助成制度を創設するよう要望しておきたいというふうに思います。

最後に、國においては、現場の無用の混亂を招かないよう、主要農作物の種子政策に関して、今後、拡充強化することはあっても決して手を引いたり弱体化することはない、こういうことを様々な機会を通じて現場に伝え、不安払拭に努めていただきたいというふうに思います。

本県としましては、種子法がもし仮に廃止された際には、それを一つの契機といたしまして、実需者、消費者から求められる米作り、それを支える優良種子の安定供給にこれまで以上に主体的に取り組んでいくことを改めて申し上げまして、私からの説明に代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○委員長(渡辺猛之君) どうもありがとうございました。

それでは、続きまして西川参考人にお願いいたします。西川参考人。

○参考人(西川芳昭君) 御紹介いただきました龍谷大学経済学部の西川です。

今の佐藤参考人のお話は現場からの取組ということですが、私は一研究者として、種子のシステム、またその国際的な枠組みを背景としてお話をさせていただきたいと思います。

事務局の方の御許可をいただきまして、委員の先生方には資料をお手元にお届けしておりますので、それも参考にしてお聞きいただけたらと思います。時間が十五分と限られている中で、一分間だけ私のことをお話しさせていただきますが、私は奈良県のタマネギの採種農家に生まれたんですね。でも、昭和四十年代、採種が海外に移る中で、うちの事業というのは廃業したわけなんです。したがって、もう本当に子供の頃から採種事業というもののがなくなつた場合に最後のとりとなる種子庫を造るのに尽力を尽くしたスウェーデンの方です。何らかのそこが生じるというふうに考えます。

種子をこよなく愛した先人の言葉の中に、種子が消えれば、食べ物も消える、そして君もといふ言葉があります。これはベント・スコウマンという、世界で最後の種子庫を造る、世界で本当に種子がなくなつたときに最後のとりとなる種子庫を造るのに尽力を尽くしたスウェーデンの方です。何らかのそこが生じるというふうに考えます。

また、この種子法制定の歴史を振り返りますと、昭和二十七年、一九五二年の五月というのは、その前月、一九五二年の四月に日本がサンフランシスコ講和条約の発効に伴つて主権を取り戻した、その時期です。この時期には多くの日本の法律が成立しておりますけれども、新しい日本をつくっていく、そのような動きの中で、農水省の官僚の方たち、当時の政治家の方たちが日本の将来の發展を目指してこの法律を制定されたというふうに私は思つております。

また、国連の人権宣言、第二次世界大戦の惨禍

大学時代は、國の奨学金を得て、アメリカの農務省の遺伝資源導入プロジェクトにインターーンとして派遣していただきまして、國の戰略物資としての種子というものの立場をこれも体感する形で経験させていただきました。

大学を卒業してからは、ルワンダの内戦復興後の大規模農民のための種子供給プロジェクト等に関わることを通して、良質な種子を安定的に供給することの大切さ、農民にとって、国民にとって、国の食料安全保障にとって非常に大切なことであることを理論的に、また体感的にも体験してまいりました。そのことの経験を通して、またこれまで農水省や農民の方たち、また市民の方たちから学ばせていただいたことを皆さんにお分かちしたいと思います。

本題に入らせていただきます。

基本的なメッセージは、種子は公共のものであるということです。誰か個人のものではない、又は特定の企業が所有するものではないということが基本的な主張になっています。人間にとつての種子の大切さ、そして人権として全ての人間、特に農家ですけれども、が種子にアクセスすることの権利というものが保障されるべきである、このような考え方をえてきた法律的なインフラの一つが種子法であるというふうに理解しております。

種子法は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進することを國、自治体を含めて、責務又は義務として定めたものであります。一方で、種苗法は、新しい品種を開発した育成者の権利を守る、知的財産権を守ることを主たる目的とした法律でありますので、目的とするところが違うわけで、育成者の権利を守る法律のその要綱なりましたその実施事項の中に國の義務というふうなものを持つてくるということは非常に難しいと思います。何らかのそこが生じるというふうに考えます。

また、この種子法制定の歴史を振り返りますと、昭和二十七年、一九五二年の五月というのは、その前月、一九五二年の四月に日本がサンフランシスコ講和条約の発効に伴つて主権を取り戻した、その時期です。この時期には多くの日本の法律が成立しておりますけれども、新しい日本をつくっていく、そのような動きの中で、農水省の官僚の方たち、当時の政治家の方たちが日本の将来の發展を目指してこの法律を制定されたというふうに私は思つております。

お配りしている図の中にあるんですけれども、

ことをメッセージとして伝えていいる大切な言葉だと思います。

また、食料、農業に関する責任を持つています。

国連機関のFAOは、土壤、水、そして遺伝資源、すなわち種子ですけれども、これは農業と世

界の食料安全保障の基礎を構成していると。この

遺伝資源、種子は我々の配慮と保護に依存してい

る資源であるというふうに書かれています。我々

というのは、もちろん一人一人の人間でもあります

すけれども、企業も含めて様々な社会のプレ

ヤー、アクリーが関わってこの保護に努めていかなければいけないというふうに考えています。

今回、種子法の廃止に当たりまして一部その規則を種苗法の中に取り込むというお話を出ておりますけれども、そもそも種子法と種苗法というのは目的が違っているというふうに私自身は理解しております。

具体的に、種子に関するシステムについてお話をさせていただきます。

これは品種開発後の話ですけれども、種子シス

テムの研究の世界では、フォーマルなシステムと

インフォーマルなシステムがあるというふうに言

われています。フォーマルなシステムというの

は、政府機関の管理の下に供給される主として改

良品種の認証種子に関わる制度です。多くの場

合、知的財産権と関係しますので、種苗法で管理

されています。一方、インフォーマルな種子シス

テムといいますのは、農家自身による採種や農家

同士の交換による認証されない主に在来品種、固

定種等の種子供給を担つていています。これは、人類

の歴史とともに始まつてゐる制度といふうに

良品種の認証種子に関わる制度です。多くの場

合、知的財産権と関係しますので、種苗法で管理

されています。一方、インフォーマルな種子シス

テムといいますのは、農家自身による採種や農家

インフォーマルなシステムというの、どちらかといふとそれぞれの地域の中で種子が循環しているシステムというふうに考えられます。フォーマルなシステムの場合は、そこから遺伝資源を取り出して、ジーンバンク等又は育種組織等、企業も含めましてですけれども、そこで改良品種を作り、その改良品種を条件的に恵まれた地域で商業的に生産する、そのような形で遺伝資源、種子が使われることになります。

この件に関しましても、民間企業が中心なブレーカーとなりますが、条件不利な地域、日本の多くの中山間地等がそのような地域になるわけで、すけれども、こちらの方に優良な種子が安定的に供給されるということは非常に可能性が低くなるというふうに考えられます。一方、種子法の下では、先ほど佐藤参考人から費用が掛かるというお話をされましたけれども、あえて国から財政的な支援をすることによって、それぞれの地域に見合った品種をそれぞれの地域で循環させるというシステムが存立しているかと思います。

種子のシステム、今は品種を開発した後のシステムについてお話をしましたけれども、遺伝資源の管理という面では、実は最初に育種の素材、例えばある特定の病気に対して強い、又は、今話題になっているもので、と地球温暖化に対して適応するような品種、このような遺伝子を持つていて品種を探索すること、集めてくることから始まります。そして、それを研究機関で研究し、この研究機関は公的な研究機関もありますし民間企業もございます。それを、多くの場合は産業としての農業や、一番利潤が上がるものは薬品、製薬関係ですけれども、そういうところで利用される商業的な利用を通して利益を出していくという利用が非常に一般的なんですねけれども、同時に、循環型の利用の仕方があります。それで、日本の国内で、例えば米の場合ですと、農林水産省の研究施設それから都道府県の研究施設で品種を開発し、それをそれぞれの地域に返していく。その際に、多様な関係者が農家、自治体、農協、その多様な関係者が参加で

きるシステムを形成しております。そのことに  
よつて、フォーマルとインフォーマルというもの  
を結び付けているシステムが存在しているわけな  
いですけれども、繰り返しになりますが、種子法  
がこのシステムを下支えしているということで  
す。

ちなみに、種子が戦略資源であるということ  
は、私たち研究者にとっては当たり前のことなん  
ですけれども、なかなか日本の一般の市民の方々、  
御存じない場合があります。一九八二年まで  
遡つて、NHKがドキュメンタリーを作成して  
おりまして、「一粒の種子が世界を変える」とい  
うふうなドキュメンタリーを作成しております。  
種子をめぐる世界で何が起こっているのかを描い  
て、また日本人にとって、人類にとづいていかに重  
要かを検証したものです。

また、その十年後には、カナダの政府系の財團  
の支援を受けて、ムーニーという人が「種子は誰  
のもの 地球の遺伝資源を考える」という本を書  
いておりますけれども、この本のメッセージは、  
種子は人類共有の財産であり、私物ではないとい  
う著者からのメッセージというものを訴えており  
ます。ちなみに、この本は、翻訳は当時の農林省  
種苗課の審査官御自身が翻訳をされていました。当  
時の農林省の意気込みといいましょうか、種子に  
対する意識がかいま見られるかと思います。

今現在、種子に関して三つの主要な条約があり  
ますけれども、生物多様性条約、それから食料及  
び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約、  
ござります。時間が来ておりますので細かい説明  
は省略しますけれども……(発言する者あり)あ  
と三分ありますけれども、ちょっとと結論まで持つ  
ていくのに、済みません、ありがとうございました。

最後の、植物の新品种の保護に関する国際条約  
は、品种の育成振興、再三申し上げておりますけ  
れども、知的財産権を保護するため、これは実は  
育成者権が強くなり過ぎることから、国の主権や

国民の生活に良いことではないと判断している国が多くて、今も六十数か国しか締結しておりません。植物遺伝資源条約が百三十か国、生物多様性条約が百九十か国ということ比べまして圧倒的に不人気な条約で、これは、企業に種子の生産を任せることで、やはり国にとって非常に不安定な要因を招きかねないという懸念が、各国が認識しているという一つの間接的な証拠だと思います。こういうふうな状況の中で、種子法というのは、先ほどから繰り返していますけれども、フォーマルなシステムとインフォーマルなシステムを結ぶ画期的な、先進的なものだと思います。

なぜ企業が種子にそれほどこだわるのかということですけれども、当然、種子を制する者は世界を制するというのは現在の常識になってしまって、資本による農業の包摶のための礎石として企業が入っています。ただ同時に、繰り返しになりますが、種子は食料、農業の持続的な社会的管理の根幹の部分に当たるものなので、このことを忘れていては、種子の管理というものは、政府の役割を果たすことができないと思います。また、生産者二一・二、消費者二一・二の具現化ということも必要ですけれども、これは企業だけができることではなく、政府の管理の下に各プレイヤー、各アクターが協力して行なうことが望ましいと思います。

企業は、特許は必要な費用を回収する上で必要ですし、技術革新を促進する目的もある、ビジネスでは当然対価が支払わなければいけないということを言っていますけれども、それは当然のことなんですが、企業と実際の実需者、日本の場合ですと小規模な農家が多いわけですから、も、圧倒的な力の差があります。この場合、企業の参入を、イコールフツティングという言葉の下に参入を促しますと、ある意味では排除の論理が働くことになります。

現在、国際的な枠組みであります持続可能な開発目標においては、包摶、様々なアクターが開発のプロセスに参加することが求められており、日

本国政府もその基準に従つて戦略を作つております。国家がやるべきことは、企業に形式的なノコレルフツティングを与えるのではなく、実際の企業の暴走を制御すること、そのことが役割だと思つております。

国民と食料の関係を表す言葉には、食料安全保障障という言葉と食料主権という言葉がございます。食料安全保障は、皆さんよく御存じのように食料を確保していくことですけれども、食料主権は、国家国民や農民が自主的に食料に関わる意思決定を行う権利というふうに定義されています。簡単に言いますと、国、地域又はそのヨミユーニティー、自治体レベル又は市町村レベルですけれども、その地域で何を作り何を食べるかという自律を保つことを決定する権利です。これは、国の主権、国民の主権に基づく概念だと思います。

今、国の農業の競争力を強化する、このこと 자체は非常に大切なことだというふうに考えますが、産業的な農業、競争力のある農業を保つためには多様な農家が参加できるシステムをつくる必要があると思います。その多様な農家が参加するためには、やはり今現在のシステムの中にある都道府県の普及のシステム、奨励品種のシステム、そのようなシステムによって、誰でもが良質な種子を安定した形でアクセスすることができるという、このシステムを継続することが必要だと思います。もし、そのシステムがなく、多様な農家の参画するシステムが確保されないのであれば、その多様なシステムというのは池のようなものだと考えます。そして、産業競争力のある農業というのは、その池に浮かんでいるボートのようなものだというふうに考えます。ボートだけを生かしあつても、池が干上がつてしまつては日本の農業の将来はないというふうに考えておりますので、その将来を支えている種子法を廢止する法案に関しては、私自身はかなり大きな問題を、大きな禍根を残すのではないかというふうに考えておりま

○委員長(渡辺猛之君) どうもありがとうございました。  
以上で参考人からの意見の聽取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○進藤金日子君 自由民主党の進藤金日子でございます。

お二人の参考人の方々から御意見、貴重な御意見を賜りました。本当に感謝を申し上げたいと思ひます。

冒頭、私の方から確認をさせていただきたいのですけれども、食糧の安定供給というのはこれ国の責務であります。一方で、この種子法というの御案内のとおり、米、麦、大豆、いわゆる主要農作物の種子の生産、生産に關して、都道府県に種子生産圃場の指定だとか圃場審査、生産物検査、あるいは審査証明書の交付などを義務付けています。一方で、種子の品種開発の方は、国、地方公共団体、民間企業等で広く行われているわけですが、これは種苗法によつて品種登録されて知的財産として保護されているといふことであります。この混同をされる少し議論がかなり合わなくなると思ひますから、ここをしつかりと押さえておく必要があるんだろうといふふうに思います。

今回の種子法の廢止によりまして、この種子の生産に関する都道府県の義務がなくなるということがあります。従来の取組については、先ほど佐藤参考人の方からございましたけれども、これは都道府県が自主的に行つていくことになるわけであります。そういう中で、まず佐藤参考人にお尋ねしたいと思います。

種子法廢止によりまして、これは確認という意味で、御意見の中でも随分おつしやられたことあると思いますが、改めて確認という趣旨で質問をさせていただきたいと思うんですが、この種子法の廢止によりまして、一般的に、種子生産に關して都道府県に対する義務がなくなれば、従来と比較

して都道府県の種子生産に対する取組が後退する懸念、これは秋田の方からいろいろあつたといふにお伺いしましたが、実際そういう懸念があるんだろうと思います。これに対しては本当にどのようにお考えか、明確にお答えいただければと思います。

○参考人(佐藤博君) まず、稻、麦、大豆の主要農作物

の生産を支えておりますこの種子、この生産業務から県が手を引く、取組が後退するということは

これはあり得ません。そもそも、本県の農業振興、このもう根本に関わることでござりますので、それはあり得ないということをしつかりと申し上げておきたいと思います。

法の存廃に関わらず、県が直接行つております

この原種、原原種の生産も、それから産米改良協会と行つております、連携しながら行つております

一般種子につきましては種子組合を中心にして生産、供給してもらつています。全体の需給、当然これは、種子といえどもこれは農作物でございま

すので、足りなくなるという面から見ますと、例え、新しい品種が出た場合に、当初の見込みよ

りも生産現場の方で作付けが拡大すると。それか

ら、逆に、生産を予定していた一般採種圃でなぜか災害が起つた。若しくは病気が起つたと

ないようにはしてござりますけれども、これはやつぱり作物でござりますので分からないと、そ

ういつた需給の過不足というのは当然これは想定されるとござります。

本県にあつては、種子、産米改良協会と一緒に

なりまして、まず二月に翌年の要するに年間の需給をしつかりとこれを計画を立てまして、それに基づきまして、一般的の採種圃の方に計画、圃場の認定も含めしつかりと計画を提示しながら、計

画的に生産をしてもらう。途中途中で必ず需要と供給の方のバランスが崩れないかということを

アンテナを高くして、定期的にそういういた情報交換を行いながら全体の調整を図つてゐるといふ

うなことでございまして、これにつきましても、この後引き続きしつかりと取り組んでいきたい

と。

また、この後、県の奨励品種にする云々にかか

わらず、民間の種子等々、それから他県の種子等

引き続き、あと、佐藤参考人、ちょっとと深掘りしまして、種子法の廢止によりまして、都道府県の義務、これなくなるわけですが、今度はそうなるふうにお伺いしましたが、実際そういう懸念があるんだろうと思います。これに対しては本当に

どのようにお考えか、明確にお答えいただければと思います。

○参考人(佐藤博君) まず、稲、麦、大豆の主要農作物

もこれあるわけですが、それちょっと重な

るかもしれません、これについてあえてまたお答

えいただければと思います。

○参考人(佐藤博君) 従来から、まず、県が開発した品種等々、奨励品種等ですね、こうしたものについてはしきり原種、原原種生産も行つて、

も、種子に関するシステムとはどういうことがござります。ここで、フォーマルのところというの

は、これは種苗法で管理ということですが、これ

はむしろ種子開発と管理の部分、これ、知的財産

権保護されてきますから、そういう面での種苗

法の範疇、ところが、この種子法のところがこの

中に見えてこないわけですね。種子法というの

生産ですから、開発あつての生産、その生産の

部分に権利義務を掛けているということですか

も、むしろ、このインフオーマルのところを農家

自身による取引、書いていますが、このフォーマ

ルのところはむしろ種苗法であつて、インフオーマルとフォーマルの間の中に、生産で県がしつか

りと義務を課している、負つてゐるということ

はないのかな。

このフォーマルの中に種子法を入れていくとい

うのはいかがなものかなという気も、あるいはイ

ンフォーマルの中に種子法を入れていくとい

うのも少しちょつといかがなものかなという気がする

ので、その辺についてはいかがでしようか。

○参考人(西川芳昭君) 御質問ありがとうございます。

まさに、今おつしやいましたように、種子法の位置付けがフォーマルでもなくインフオーマルで

もない、この連携の部分を明確に法律で定めて

いるところに日本のシステムの独特の部分があつて、これがグッドプラクティスだというふうに申



す。どうもありがとうございました。

○小川勝也君 民進党・新緑風会の小川勝也でございます。

今日は、両参考人、ありがとうございました。

特に佐藤参考人からは、米どころでもあります秋田県の農政全般をお示しいただいた後、今回のこの廃止法案に対する考え方を述べていただきまし

た。私なりに受け止めさせていただいたのは、主要農産物種子法が廃止された後にも、今まで取り組んできた主要農産物の種子に対するしっかりととした対策、対応をしていくという決意を伺つたところふうに私は受け止めさせていただいておりま

す。

しかしながら、秋田県の方は大体人がいい人が多いのですから、受け止めが少し優しいなどいふうに思っています。

この法案がなぜ廃止されるのかということあります。農業競争力強化プログラムの決定の一部を読ませていただきますと、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農産物種子法は廃止する、こう書いてあるんですね。ですから、いわゆる阻害しているので、民間が参入をするさせるために廃止をするわけありますので、例えば佐藤参考人は、この種子法が廃止された後も交付税されあれば県は頑張つていきますよと、こういう意欲を示されましたけれども、政府はこの根拠法がなくなれば都道府県に対する地方交付税を削減する理由を得るわけでありますので、民間が参入しやすくなるようにこの法案を廃止することにのつて正しい行政を実施するということは、県がやる部分を減らして民間がやれといふのが農林水産省の指導になつくるわけであります。

○参考人(佐藤博君) 済みません、ちょっと質問の若干意地悪な質問でありますけれど、その御趣旨がなかなか理解できないんですけど、難しくてですね。

民間の種子が、例えば、今現在余り、まあほとんどと言つた方がいいかもしませんね、奨励品種に採用されていないといふうなこの理由、

様々あろうかと思います。いろんな要素が複雑に複層的に絡んでいることだと思いますけれども、私が考えるに、大きく分けて三つぐらいあるんで

はないかなと思いますね。

一つは、県にとって、農家にとってこれまで、これまでといいますか、有益なそういふた品種、例えさつき私が説明で申し上げましたような豊田通商のしきゆたかみたいな、ああいつた極めて多収で、そういふた品種、従来の品種に比べて収量ですか食味とかそういう面で著しい有利性を有する品種が奨励品種となるわけでございますけれども、そういった候補になるようなものがそもそもなかつたということもかつてはあっただと思

います。最近出てきたというのが我々の印象でございます。まずそれが一点でございます。品種自体があつたかどうかという話ですね。

それと二点目は、これまで、今まで、今は

ど、何といいますか、マーケットのいろんなニーズが細分化、多様化しておらず、県としても県の農業振興方針なり気象、立地条件に合つた、そういった実情に応じたものを踏まえながら自ら開発した品種で十分事足りていたということで、民間の品種を積極的に採用する必要性に乏しかつたと、かつては、まあ今は違つと私は思いますけどね。これがまず二つ目。要するに、取り巻く情勢がかつてと今では違うだらうなど。これが二つ目でございます。

○小川勝也君 この法案の廃止は、民間が主体的に、いわゆる主要農産物の種子の世界にも参入するということが明確に書かれているわけであります。次は西川参考人にお伺いをしたいといふうに思いますが、けけれども、今、県の農政の御担当から、今までの主要農産物種子法で問題はなかつたといふうに発言を私は伺つたといふうに考えております。なのに、今国会の主要農産物種子法は、修正でもなく改正でもなく廃止。これは、政府の

どういう意図を持ってこの主要農産物種子法を廃止するといふうになつたと類推、押察されるのか、西川参考人のお立場でお答えをいただきたい

と思います。

○参考人(西川芳昭君) 類推、知る限りにおいて

もう一点が、三點目として、県に対してその奨励品種の決定試験ですとか原原種の生産を義務付けている一方、仮に優れた民間品種があつたとしても、県にその採用を申請するような、そういう

こともないといいますけれど、やはり外

れて、民間品種があつたとし

ても、県にその採用を申請するような、そういう

ことがありますので、言わば民間品種を県の奨励品種に位置付けるよう積極的に普及するといふう

ことに対する佐藤参考人の受け止めはいかがで

しょうか。

○参考人(佐藤博君) 済みません、ちょっと質問

ると思いますけれども、少なくとも県から見ると想定しづらいといいますか、そういつたこともな

かなか普及しないといふうなことがあります。

先生の御質問に対する御答弁になつておるのか

どうか分かりませんけれども、そのように考えてございまして、やはり制度的な面も心理的な面も含めて、意識する意識しないにかかわらず、やっぱりこの法律では、県が品種開発から原原種、原種の生産、そして一般種子へ、そして生産されたもののマーケティング、流通、販売対策も含めて、やっぱり一貫貫徹でやるような法制度といいますか、制度といふうに県の方ではやつぱりどうしても認識せざるを得ないような形になつてゐるのではないかといふうに思つてございま

るのではありませんか。うな形になつてゐるのではなく、なかなかといふうに思つてございま

す。

○小川勝也君 私も家庭菜園をやつております

で、園芸シヨップで買つてきました種を見ますと、外

国で生産された種子が当然あります。それから、

当然のことながら、主要農産物以外の種子はほと

んど民間が作つてゐるわけであります。なのに、

この主要農産物といふうに書かれていることに

私は意義があるんだといふうに思います。いわ

ゆる稻、大豆、麦、この主要といふうに非常に大事な意味がこもつてゐるということを含めて、

この主要農産物の種子、それからそれ以外の種子、あるいは国、県、民間の役割、このことにつ

いてどのように整理をしたらいいのか、改めて西

川参考人の所見をお伺いをしたいといふうに思

います。

○参考人(西川芳昭君) ありがとうございます。

おつしやいましたように、主要農作物といふ

ところが係つてゐることが非常に重要なことを思

います。私たち一人一人の国民にとって、食べていく

ピンボポイントで外資が参入できるといふことが意識されています。

実際、一九八六年以降の種子法では、その通達で、奨励品種にしましても、いろんな制度は民間の参入を決して拒んではおりませんので、先ほど

佐藤参考人がおつしやつたように、今までの制度で何の問題もなかつたと、たまたま民間が入つてこなかつただけだといふうなことなので、この背景にあるのは、やはり特定の種子という分野に、外国の企業を含めて、多国籍企業を念頭に置いて、参入を促進したいという意図があるといふうに推測しております。あくまでも推測であります。

○小川勝也君 私も家庭菜園をやつております

で、奨励品種にしましても、いろいろな制度は民間の参入を決して拒んではおりませんので、先ほど

佐藤参考人がおつしやつたように、今までの制度で何の問題もなかつたと、たまたま民間が入つてこなかつただけだといふうなことなので、この背景にあるのは、やはり特定の種子という分野に、外国の企業を含めて、多国籍企業を念頭に置いて、参入を促進したいという意図があるといふうに推測しております。あくまでも推測であります。

○小川勝也君 この法案の廃止は、民間が主体的に、いわゆる主要農産物の種子の世界にも参入するといふうに書かれているわけであります。

○小川勝也君 この法案の廃止は、民間が主体的に、いわゆる主要農産物の種子の世界にも参入するといふうに書かれているわけであります。

○小川勝也君 私も家庭菜園をやつております

で、園芸シヨップで買つてきました種を見ますと、外

国で生産された種子が当然あります。それから、

当然のことながら、主要農産物以外の種子はほと

んど民間が作つてゐるわけであります。なのに、

この主要農産物といふうに書かれていることに

私は意義があるんだといふうに思います。いわ

ゆる稻、大豆、麦、この主要といふうに非常に大事な意味がこもつてゐるということを含めて、

この主要農産物の種子、それからそれ以外の種子、あるいは国、県、民間の役割、このことにつ

いてどのように整理をしたらいいのか、改めて西

川参考人の所見をお伺いをしたいといふうに思

います。

○参考人(西川芳昭君) ありがとうございます。

おつしやいましたように、主要農作物といふ

ところが係つてゐることが非常に重要なことを思

います。私たち一人一人の国民にとって、食べていく

ところが係つてゐることが非常に重要なことを思

實際、例えば民間参入の最も進んでいると考えられるアメリカ等におきましても、主要な作物の品種開発及び増殖に關しては、州立大学、州の農業試験場等々ですね、公立の機関、パブリックドメインというような形で遺伝資源の場合言いますけれども、公的な機関の中にある分野が、主要な作物、それぞれの国にとって大切な作物は責任を持つております。もちろん、民間参入を拒んではいません、比率としては六割、七割というようなべきだと思います。

一方で、民間も当然活力を生かしていくことができると思いますし、種子の生産に特化して種子法を廃止しなくても、生産物の加工とか流通とか、そういうところで現在も民間はいろんな場で活躍していますし、長くなつて申し訳ありません、あと三千秒だけあれですけれども、例えば大分県に「いいちこ」という焼酎を造っている会社がありますけれども、下町のナポレオンと言ひながら、あの焼酎は一〇〇%オーストラリアからの輸入の大麦を使っていますけれども、あの会社はニシノホシという純国産の大麦を使つた焼酎を造っているんです。これは、旧農水省の九州農業試験場が、蒸留用に最も優れた品種で大分県の宇佐平野に適した品種を開発し、大分県がそれを奨励して、結果として「いいちこ」が市場価格よりも高い価格で買入れた形で市場に流していると、こういう形での国、県、民間の連携というのは現時点での種子法の下でもできたわけで、種子法が民間のいろんな形、民間の活力の参入を阻止、阻んでいるといふうに私は考えておりませんので、国と県、それから民間の役割の分担といふのは、今後とも、その時代に合つたものを作つていく必要はあると思いますが、廃止をする必要はないといふうに考えております。

○小川勝也君 続いて、西川参考人に教えていただきたいんですが、私は少し疑り深い性格であります。

されど、公的な機関の中にある分野が、主要な作物、それぞれの国にとって大切な作物は責任を持つております。もちろん、民間参入を拒んではいません、比率としては六割、七割というようなべきだと思います。

一方で、民間も当然活力を生かしていくことができると思いますし、種子の生産に特化して種子法を廃止しなくても、生産物の加工とか流通とか、そういうところで現在も民間はいろんな場で活躍していますし、長くなつて申し訳ありません、あと三千秒だけあれですけれども、例えれば大分県に「いいちこ」という焼酎を造っている会社がありますけれども、下町のナポレオンと言ひながら、あの焼酎は一〇〇%オーストラリアからの輸入の大麦を使っていますけれども、あの会社はニシノホシという純国産の大麦を使つた焼酎を造っているんです。これは、旧農水省の九州農業試験場が、蒸留用に最も優れた品種で大分県の宇佐平野に適した品種を開発し、大分県がそれを奨励して、結果として「いいちこ」が市場価格よりも高い価格で買入れた形で市場に流していると、こういう形での国、県、民間の連携というのは現時点での種子法の下でもできたわけで、種子法が民間のいろんな形、民間の活力の参入を阻止、阻んでいるといふうに私は考えておりませんので、国と県、それから民間の役割の分担といふのは、今後とも、その時代に合つたものを作つていく必要はあると思いますが、廃止をする必要はないといふうに考えております。

○小川勝也君 続いて、西川参考人に教えていただきたいんですが、私は少し疑り深い性格であります。

まして、民間企業というのはこれ営利企業でありますので、いわゆる種子をめぐつてマーケットを確立したら、利潤を上げようと思います。そうしますと、種子の値段を上げる可能性があります。それから、リスクの一端では、その種子をしつかり押さえている企業が倒産することもあります。ですから、その種子をしつかり押さえている国内メーカーが海外の企業に買収されるリスクがある、これも否めないというふうに思います。

ですから、主要農産物に限つてこの種子法が存在していると私は理解しているわけありますけれども、私の考えるこのリスクについて、西川参考人の御所見をお伺いしたいと思います。

○参考人(西川芳昭君) まず、価格面ですけれども、今でも民間の育種の品種というものの種子の価格が非常に高くなつております。農水省自身がおされておる数字でも三倍とか五倍とか、そういうふうな形に、みつかりとかですね、そういう品種で出しておりますので、今後、民間になると、種子の値段というの非常に不安定になる、高くなる一方ではないと思いますが、不安定になるということを考えております。

それから、外資が入つてくる又は日本の企業が外資に買収されるというようなことになりますと、先ほども言いましたけれども、私たち国民が国家に委ねている遺伝資源が海外に流出する、それは私たちの、米、麦、大豆というのは私たちの生活の根幹に関わる、日本は資源が少ない国ですと、ニシノホシという純国産の大麦を使つたかも知れないけれども、かつてはそうだったかも知れないけれども、かつてはそうだったかも知れない、今ほど、そういうたれども、これから、じや、果たして、この法律が悪いと、二つに応えていく、いろんな変化の激しい二つに応えていくことが求められている時代はないので、でもつて、これまでによかつたけれども、これから、じや、果たして、この法律が悪い者は言いませんけれども、これがあることにすけれども、これが流出するという危険性というのを守るということも当然重要なことではございます。

それから、先ほど委員からの御質問の中で、何かこれ、今までいいんだといふうなことの答弁があつたといふうに先生がまとめられましたけれども、かつてはそうだったかも知れない、今ほど、そういうたれども、私は、多分どこの県も同じであろうと思ってございますし、当県でもしつかりと対応していきたいと、種子の値段というの非常に不安定になる、高くなる一方ではないと思いますが、不安定になるということを考えております。

それから、先ほど委員からの御質問の中で、何かこれ、今までいいんだといふうなことの答弁があつたといふうに先生がまとめられましたけれども、かつてはそうだったかも知れない、今ほど、そういうたれども、私は、多分どこの県も同じであろうと思ってございますし、当県でもしつかりと対応していきたいと、種子の値段というの非常に不安定になる、高くなる一方ではないと思いますが、不安定になる

されど、公的な機関の中にある分野が、主要な作物、それぞれの国にとって大切な作物は責任を持つております。もちろん、民間参入を拒んではいません、比率としては六割、七割というようなべきだと思います。

一方で、民間も当然活力を生かしていくことができると思いますし、種子の生産に特化して種子法を廃止しなくても、生産物の加工とか流通とか、そういうところで現在も民間はいろんな場で活躍していますし、長くなつて申し訳ありません、あと三千秒だけあれですけれども、例えれば大分県に「いいちこ」という焼酎を造っている会社がありますけれども、下町のナポレオンと言ひながら、あの焼酎は一〇〇%オーストラリアからの輸入の大麦を使っていますけれども、あの会社はニシノホシという純国産の大麦を使つた焼酎を造っているんです。これは、旧農水省の九州農業試験場が、蒸留用に最も優れた品種で大分県の宇佐平野に適した品種を開発し、大分県がそれを奨励して、結果として「いいちこ」が市場価格よりも高い価格で買入れた形で市場に流していると、こういう形での国、県、民間の連携というのは現時点での種子法の下でもできたわけで、種子法が民間のいろんな形、民間の活力の参入を阻止、阻んでいるといふうに私は考えておりませんので、国と県、それから民間の役割の分担といふのは、今後とも、その時代に合つたものを作つていく必要はあると思いますが、廃止をする必要はないといふうに考えております。

○小川勝也君 国会が、私たちがだらしないおかげでこの種子法がなくなるわけありますので、大変残念な思いでいっぱいあります。しかし、佐藤参考人からは、この主要農産物種子法が廢止

されても県はしつかりやることをやるんだという決意を伺つたことで、少し気持ちが、若干でありますけれども、明るくなりました。

先ほど、意地悪な質問もさせていただきましたけれども、私たちは、秋田県やそれ以外の県がこれまでと同じ取組をすることを精いっぱい立法府として応援をさせていただきたいというふうに思っています。

最後に、佐藤参考人の決意と国会や政府に対する要望を改めてお伺いをさせていただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○参考人(佐藤博君) 先ほどから申し上げておりますように、これは多分、本県だけではなくて、先生の地元の北海道でも同じだと思います。少なくとも稻、麦、大豆、主要農産物を地域の基幹作物として振興している都道府県であれば、この法律が廃止された後もしつかり対応していくというところで、これは多分どこの県も同じであろうと思つてございますし、当県でもしつかりと対応していきたいと、種子の値段というの非常に不安定になる、高くなる一方ではないと思いますが、不安定になる

されど、公的な機関の中にある分野が、主要な作物、それぞれの国にとって大切な作物は責任を持つております。もちろん、民間参入を拒んではいません、比率としては六割、七割というようなべきだと思います。

一方で、民間も当然活力を生かしていくことができると思いますし、種子の生産に特化して種子法を廃止しなくても、生産物の加工とか流通とか、そういうところで現在も民間はいろんな場で活躍していますし、長くなつて申し訳ありません、あと三千秒だけあれですけれども、例えれば大分県に「いいちこ」という焼酎を造っている会社がありますけれども、下町のナポレオンと言ひながら、あの焼酎は一〇〇%オーストラリアからの輸入の大麦を使っていますけれども、あの会社はニシノホシという純国産の大麦を使つた焼酎を造っているんです。これは、旧農水省の九州農業試験場が、蒸留用に最も優れた品種で大分県の宇佐平野に適した品種を開発し、大分県がそれを奨励して、結果として「いいちこ」が市場価格よりも高い価格で買入れた形で市場に流していると、こういう形での国、県、民間の連携というのは現時点での種子法の下でもできたわけで、種子法が民間のいろんな形、民間の活力の参入を阻止、阻んでいるといふうに私は考えておりませんので、国と県、それから民間の役割の分担といふのは、今後とも、その時代に合つたものを作つていく必要はあると思いますが、廃止をする必要はないといふうに考えております。

○小川勝也君 国会が、私たちがだらしないおかげでこの種子法がなくなるわけありますので、大変残念な思いでいっぱいあります。しかし、佐藤参考人からは、この主要農産物種子法が廢止

されても県はしつかりやることをやるんだという決意を伺つたことで、少し気持ちが、若干でありますけれども、明るくなりました。

先ほど、意地悪な質問もさせていただきましたけれども、私たちは、秋田県やそれ以外の県がこれまでと同じ取組をすることを精いっぱい立法府として応援をさせていただきたいというふうに思っています。

最後に、佐藤参考人の決意と国会や政府に対する要望を改めてお伺いをさせていただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○参考人(佐藤博君) 先ほどから申し上げておりますように、これは多分、本県だけではなくて、先生の地元の北海道でも同じだと思います。少なくとも稻、麦、大豆、主要農産物を地域の基幹作物として振興している都道府県であれば、この法律が廃止された後もしつかり対応していくところで、これは多分どこの県も同じであろうと思つてございますし、当県でもしつかりと対応していきたいと、種子の値段というの非常に不安定になる、高くなる一方ではないと思いますが、不安定になる

されど、公的な機関の中にある分野が、主要な作物、それぞれの国にとって大切な作物は責任を持つおります。もちろん、民間参入を拒んではいません、比率としては六割、七割というようなべきだと思います。

一方で、民間も当然活力を生かしていくことができると思いますし、種子の生産に特化して種子法を廃止しなくても、生産物の加工とか流通とか、そういうところで現在も民間はいろんな場で活躍していますし、長くなつて申し訳ありません、あと三千秒だけあれですけれども、例えれば大分県に「いいちこ」という焼酎を造っている会社がありますけれども、下町のナポレオンと言ひながら、あの焼酎は一〇〇%オーストラリアからの輸入の大麦を使っていますけれども、あの会社はニシノホシという純国産の大麦を使つた焼酎を造っているんです。これは、旧農水省の九州農業試験場が、蒸留用に最も優れた品種で大分県の宇佐平野に適した品種を開発し、大分県がそれを奨励して、結果として「いいちこ」が市場価格よりも高い価格で買入れた形で市場に流していると、こういう形での国、県、民間の連携というのは現時点での種子法の下でもできたわけで、種子法が民間のいろんな形、民間の活力の参入を阻止、阻んでいるといふうに私は考えておりませんので、国と県、それから民間の役割の分担といふのは、今後とも、その時代に合つたものを作つていく必要はあると思いますが、廃止をする必要はないといふうに考えております。

○小川勝也君 国会が、私たちがだらしないおかげでこの種子法がなくなるわけありますので、大変残念な思いでいっぱいあります。しかし、佐藤参考人からは、この主要農産物種子法が廢止

質がこれ良くなればできませんけれども、食味の下で、やはり多少リーズナブルな、値頃感のあるといったものがやっぱり求められていくんだらうなといふふうに思つてございます。

これは、国内の業務用向けだけでなくて、これから海外に輸出をしよう、国産のお米を輸出しようという場合もこれは必要になつてくるのではないかと。それが玄米のまま輸出するのかパック御飯として輸出するのかは別にしますが、やっぱり秋田の米、日本の米のように、非常に品質はいいんだけれども高いというままで、これから海外の市場をやっぱり大きく開拓していくという点では一つネックになつてゐるのであらうかなと思つてございます。

その業務用米につきましても、いろんな例えれば用途があると思うんですね。例えば、井向の米ですと粒が大きくてやっぱりたれ通りがいいものですから、それから、場合によつては短粒種じゃなく、パエリアですかチャーハンですか、そういうものの場合は長粒種的なものがやはり非常にべたべたしない、どっちかというとばさばさしたようなものが好まれますので、そういった様々なニーズがあると思います、消費者側のニーズですね。

それから、生産者側のニーズにしましても、例えば、一つ秋田県を取つても、やはり県北と県南では登熟の期間が違いますので、わせからなかで、おくてといふふうな形のものが必要ですし、それから、栽培のやり方という点では、一般的要するに移植栽培に加えて直播ということもござります。こうした組合せを考えますと、非常に多くの、様々な消費者側のニーズもあれば生産者側のニーズもあるうと。それに全部県が果たしてこれから、先ほど申し上げましたように主力品種、これらは各都道府県で本県も含めて多分やつていくと思いますけれども、そういつたニーズに対応していくとすれば、もしそれが農家の所得向上、地域の農業の発展につながるのであれば、私は、民間の活力を大いに活用していくべきでないかという

ふうに思つてございます。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

有名なものとして、民間が開発、生産をしているあのみつひかりという品種、これは、今も御説明がありましたけれども、大手の外食チーンで既に、作つたらそこに買つていただけるという実需に結び付いているということ、また、生産者側のニーズというお話、今、佐藤参考人から伺いましたが、収穫時期を後に収穫することができるの

で、大規模化していくときに手が空いていると

伺いましたけれども、非常に先見の明があるとい

ますが、また、しきゆたかというものを秋田県で

は民間企業と連携をして作つているというお話を伺いましたけれども、非常に先見の明があるとい

ますが、県が民間の企業をお呼びして商談会な

どを開催をされたということも先ほどの御説明で伺いましたが、今後、ほかの都道府県についても民間企業としっかり連携をしていくことがあ

りますが、まだ、しきゆたかというものを秋田県で

はこれからも普及させていくとい

うことを試験をやりながら普及させていくとい

うのも一つの手法であるでしようし、今すぐどう

のこうのではありますけれども、例えば、本県

でもマッチするといふふうにお話を伺つておりますが、また、しきゆたかというものを秋田県で

は、そういうふうな知事の考

察も一つの手法であるでしようし、今すぐどう

のこうのではありますけれども、例え、本県

で今プライスリーダーとなるような新しい良食味

品種を開発していますけれども、それが終わつた

後、まあ次のやつも今計画していますけれども、

いろんなそういう二つのやつに応えていくために

は、そういうふうな品種を開発していくために

も一つ、具体的にいうのはちょっとなかなか

今思ひ浮かびませんけれども、そういうことも一

緒に、要するに共同開発するということはこれ

は、当然考えられる話じやないかなと思つてございま

す。

そうした点で、要すれば農家の所得向上につな

がるかどうかというところで県がその立ち回りと

いうのが非常に大事になつてくるのではないか

と思ってございまして、その具体的な民間との連

携の在り方というのをこれから我々も勉強してい

かなきやいけないと思っていますし、特にこれから

お米をめぐる情勢を考えた場合には、そうし

は、これは入つていらないはずです。気象、立地的

に無理なんですね。

このしきゆたかができるだらうと、山形県さんで、もちろん、農協さん、法人さんを集めての

どちらと試験もやられたはずですので、その試

験結果を見まして大丈夫だらうといふふうなこと

が、もう一つ佐藤参考人に伺いたいと思います。

県の役割というのはこれからますます重要になつていくといふふうに思つておられますけれども、やはり一番重要なのは財政、予算面であると

思つております。

今回の種子法の廃止で、それに影響させないようになります。うに思つてございますが、

のですからうちの県に合うかどうかちょっと心配な面もありまして、栽培適性を見極める試験を今から農業試験場でやりたいといふふうに思つてございます。

いろんな民間との連携の形はあると思います。

既に、こういう形で民間がそういうふうな消費

者、実需者のニーズをつかまして、しっかりとそれに基づいて開発した品種を本県に適合するかどうかとい

うことを試験をやりながら普及させていくとい

うのも一つの手法であるでしようし、今すぐどう

のこうのではありますけれども、例え、本県

で今プライスリーダーとなるような新しい良食味

品種を開発していますけれども、それが終わつた

後、まあ次のやつも今計画していますけれども、

いろんなそういう二つのやつに応えていくために

は、そういうふうな品種を開発していくために

も一つ、具体的にいうのはちょっとなかなか

今思ひ浮かびませんけれども、そういうことも一

緒に、要するに共同開発するということはこれ

は、当然考えられる話じやないかなと思つてございま

す。

そうした点で、要すれば農家の所得向上につな

がるかどうかというところで県がその立ち回りと

いうのが非常に大事になつてくるのではないか

と思ってございまして、その具体的な民間との連

携の在り方というのをこれから我々も勉強してい

かなきやいけないと思っていますし、特にこれから

お米をめぐる情勢を考えた場合には、そうし

は、これは入つていらないはずです。気象、立地的

に無理なんですね。

このしきゆたかができるだらうと、山形県さんで、もちろん、農協さん、法人さんを集めての

どちらと試験もやられたはずですので、その試

験結果を見まして大丈夫だらうといふふうなこと

が、もう一つ佐藤参考人に伺いたいと思います。

○竹谷とし子君 西川参考人に質問させていただ

く前に、もう一つ佐藤参考人に伺いたいと思いま

す。

畜産を伸ばしたいということで、その中核となるようなそういうたたきの手の育成、施設の整備等について今取り組んでいるところでございます。

もちろん予算があればいろいろなことはありますけれども、あえて申し上げれば、なかなかその中間地域への支援というのが非常に難しくなっていますけれども、これはなかなか非常に、お金があればできるといいますか、その知恵の出し方にも非

今時点では、予算の制約があつて、ほかにこれもやりたいんだけれどもできない、取り組めないと

うような、農業者の所得を上げるために行いたい

と思う取組というのはありますでしょか。予算

制約があつてできないこと、そういうふうなものとい

うのは、もしありだつたら教えていただきたい

んですけど。予算は幾らあっても足りないもので

すのであれですか。

○参考人(佐藤博君) 今、みじくも先生がおつ

しゃつたように、予算は幾らあつても足りないと

いりますか、ただ、そうした中でも比較的、当県

農業県で、農業元氣でないと秋田の元氣はないだ

うことです。秋田の発展はないといふふうな知事の考

えでございますので、そういう点から見ます

と、ここ数年の伸び率といふのは非常に大きくなつてござります。

その中には國の方で御支援いただいている事業

も当然ございますし、それをうまく活用させてい

ただきながら、県独自の基金、実は國の農政改革

が出た段階で、二十五年の十二月の段階で、県の

方で百億円基金、その前から実はあつたんですけ

れども、百億円、実際には百六十億ほどの県独自

の基金をつくった、農業振興基金というものをつ

くつたんですけれども、これを、農政改革が出た

とき、農政改革が出たということで期間を延長し

て積み増しして、二十九年まで、今年度いっぱい

これでもつと振興しようといふふうなことを今進

めているところでござります。

この一環として先ほど、前段御説明しましたよ

うに、米産県秋田で何とか園芸を定着させたい

畜産を伸ばしたいということで、その中核となる

ようなそういうたたきの手の育成、施設の整備等に

ついて今取り組んでいるところでございます。

もちろん予算があればいろいろなことはあります

けれども、あえて申し上げれば、なかなかその中

間地域への支援というのが非常に難しくなって

いますけれども、これはなかなか非常に、お金があ

りますけれども、これはなかなか非常に、お金があ

りますけれども、これはなかなか非常に、お金があ</p

ざいます。  
○竹谷とし子君 続いて、西川参考人のお話に關

連して質問をさせていただきたいと思います。

この種子といふものを非常に重要な扱いをされておられることに共感をしたところでござりますけれど

も、企業の暴走というものにも非常にリスクを、懸念を感じられることがあります。そもそもしっかりと私たちを見ていかなければならぬところだと思つておりますが、この種子法の廃止が企業の暴走といふものに結び付くおそれというものはあるとお考えになりますでしょうか。その場合、どのようなロジックで企業が暴走していくかというふうに想定をされるか、教えていただければと思います。

○参考人(西川芳昭君) 御質問ありがとうございます。

それから、もう一点は素材ですね。遺伝資源、育種の素材といふものは、繰り返しますが、公井先生の手にあるもの、本来は誰のものでもなく人類の資産なんですけれども、取りあえず日本の国内にあるものは日本国民のものであります。これを見ても、昭和以来、たくさん税金を投入し、国や都道府県

が守ってきたものでなければ、これが特定の企業の力を強化することになります。國民又は都道府県、國の力をそぞることになりますので、企業の暴走というのはそういう意味で企業の力を圧迫的に強くる、そのようなシステムになってしまふ危険性を感じております。

○竹谷とし子君　ありがとうございます。終わります。

○紙智子君　日本共産黨の紙智子でございます。お二人の参考人の方、本当にありがとうございます。

佐藤参考人は、昨年、秋田に調査にお邪魔したときに本当に、種子のことではなかつたんですけども、丁寧な対応をしていただきまして、ありがとうございました。今日は、現場からも、現場の立場に立つた率直な御意見をありがとうございます。

それから、西川参考人は、先ほど種子の問題のやつぱりそもそもそのところというか、非常に深い根源的な話をしてくださいって、改めてお聞きしながら、我々本当に、我々というか私自身も、これだけ深く認識をして審議をしているのかなということを改めて痛感をさせられております。

それで、最初に、お二人に同じ質問なんですけれども、農水省は今回、この主要農作物種子法の廃止の理由として、都道府県が開発した品種、これは民間企業が開発している品種よりも税金で支えられていて安く提供できることが可能なために、民間企業が参入しにくんだという説明がされました。ところが、驚いたことに、この立法事実に関する資料については十分なものが出ていないということなんです。

昨年の九月二十日の規制改革推進会議の農業ワーキング・グループで出された資料、これ、それと同じものを我々もいただいているんですけども、水稲の種子の資料はあるんですけども、これも十分ではないんだけれども、主要農作物であるはずの麦、大豆の資料が全く出ていないと。

要求してきたわけですけれども、基本的な資料が  
ないまま、衆議院ではたつた五時間で審議をされ  
る、で、参議院に送られる。

それで、廃止しようという大変大きな問題なん  
ですが、それでも、廃止しようという重要な法案を審  
議するのに、そういう基本的な資料も出さずに議  
論するというやり方、これは本当にちょっと拙速  
じゃないかというふうに思うんですけども、こ  
ういうことについてどのように思われるかという  
ことをお一人にお聞きしたいと思います。

○参考人(佐藤博君) この種子法の廃止だけな  
くて、やっぱり農業政策、農業に関する法律とい  
うのは、これは地域農業にも非常に大きな影響を  
及ぼすものでござりますので、これにかかわら  
ず、いかなるものにつきましても、国会において  
慎重に審議をしていただきたいというふうに思つ  
てございます。

今回の件につきまして、審議時間が長いのか短  
いかとか、それから資料が提出されているされて  
いないということについて、当方の方でコメント  
する立場にはないというふうに考えてございま  
す。

○参考人(西川芳昭君) 十分な審議が行われてい  
ないということに関しては、やはりこれも一  
般的なことですけれども、全ての国のことを決め  
ていくことには、関係者全て、国民全てが入つた  
形で、十分な資料が示された形で議論を進めら  
るべきだというふうに考えております。

特に種子に関しては、繰り返しますけれども、  
国の戦略資源という言い方もできますし、国民の  
全体が築き上げてきた資産というふうな言い方も  
言えると思います、そのものを手放すことに関して  
はもう少し丁寧な議論が必要だというふうに考  
えております。

○紙智子君 その上で、西川参考人に最初にお聞  
きしたいんですけども、西川参考人は奈良県の  
タマネギの採種農家に生まれたというお話を先ほ  
どされました。種の重要性をそういう意味ではま  
さに実感されて育つてこられたのかなというふうに考  
えております。

「農業と経済」の中で、種といふのは農業にとつて土地や水と並んで不可欠な投入物だと、私たちの命といふのはこの種に支えられていると、種がなくなると食料もなくなり私たちも生きていけなくなるといふうに述べていて、私も本当にそうだな、そうなんだなといふうに思うわけですが、それでも、やはりこの種子法は、そういう意味ではなくなるといふうに述べていて、私も本当にそうだな、そうなんだなといふうに思うわけですが、國がきちっと責任持つてということですからなくすべきではないと思うんですけど、種子は人類共通の、共有のものだというお話をされましたけど、その辺のところを、多分先ほどすぐ急いで話しされたんすけれども、もう少し詳しくお話をしていただければと思います。

○参考人(西川芳昭君) ありがとうございます。

種がなくなれば食料がなくなる、食料がなくなるれば君もなくなるということで、私たちが地球上から消えてしまうということで、種子の重要性というものは何度繰り返しても強調し過ぎることはないと思います。

一方で、共有のものであるということですけれども、基本的には、FAOを中心として一九六〇年代からいわゆる南北問題ということで資源の、どういうんでしよう、所有権に関する争いがあつたときに、種子に関しては日本政府も含めて人類共有の資産だということを強調してまいりました。そういう意味では、日本政府は一九八〇年代までは、少なくとも種子に関しては人類共有の資産だということを積極的にサポートするグループに入っていて、私たちもその中で生かされてきたと思います。それがだんだん知的財産権の強化、特に遺伝子情報が読めるようになつて私有化されるようになつてきて、遺伝子情報にパテントが掛かるようなことになつてきているという状況が存在します。

ちょっとと時代が前後しますけれども、第二次世界大戦が終わつたときに進駐軍が入つてきたときに、農林10という日本で作られた小麦の品種の種が持ち出されました。その目的は、アメリカの小

麦の増産のために育種の材料とするためですけれども、結果として、その小麦の遺伝子はメキシコの国際研究所に送られ、そこで知的財産権を主張しない状態で改良品種として作り、メキシコ又はそのほかの開発途上国に渡されて、緑の革命という形で世界中の飢餓を救つたという例があります。

て相互に助け合っている存在なわけで、特定の企業が持つことによつてそのような相互依存の共生の社会といふものが損なわれるというふうに考えています。ほかの資源とやはり違つた取扱いが必要

〇紙智子君 次に、佐藤参考人にお聞きしたいんですけれども、種子法がもし廃止ということになると、予算措置の根拠というものがなくなるん。先ほど県独自でもやるんだという話があつたんですけど、地方財政措置の根拠がなくなるとどういうふうな影響が出るかということと併せて、やはりお米とともに、麦、大豆、大豆も結構、三位ですかね、作られているというお話をありますて、秋田県の麦や大豆の生産ということについて、五位ですかね、全国五位と言つていましたけれども、どういうふうな影響が考えられるかといふこととも、先ほどちょっとお話をなかつたと思うので、その辺のこととも話を聞いていただきたい。そして、財政的な措置ということでいうと、やっぱりそれに対しての要望がありまして是非していただきたいと思います。

○参考人(佐藤博君) 後段の方から先にお答え申し上げますけれども、現在の主要農作物の種子の安定供給については、これは各都道府県が中心的な役割を果たすと、これはもう論をまたないところでございます。

そういうことで、国におきましては、先ほど前段意見陳述で申し上げましたように、種子関連

業務二國半ら也。万才改舊置、二九六、うの、ニ五也。

業務に関する地方財政措置、これからも、まあ地方交付税でございますけれども、しつかりと継続すると。間違つても地方交付税が減るというふうなことがないように対応していただきたいといふことは申し上げておきたいと思います。基準財政需要額に今入れられているはずでございますので、しつかりとそのとおりやつていただきたいと

それから、麦、大豆でござりますけれども、ます  
大豆につきましては栽培面積は非常に多くござ  
います。かつて、今もそうですねども、米とそ  
れから大豆のブロックローテーション、二年三作

のプロトツッキローテーションというふうな形で、非常に大きな圃地をつくりながら生産振興を今進めているところがござりますて、約八千ヘクタール栽培されてゐるところがございます。

この品種といいますか、種につきましては、本

県の農業試験場では、大豆の品種の開発につきましては今現在は少し手を力を入れていないといふうか、入ればよいがないといふますか、國の方の試験研究機関に今お任せといひますか、お願ひして

主力品種がリュウホウという品種なのでござい  
ますけれども、これは非常に加工特性はいいんで  
すけれども、しわ粒といいまして、しわが出るん  
ですね。これでもって等級が下がるというふうな

ことで、この課題を解消できるような新しい大豆の品種を是非國の方にお願いした」ということで、幸い、当県の中央部の大仙市といたところに東北農研の方の栽培実証の現地実証地がありますので、そこでもつて本県に合ったそういうひつた大豆

の種子の開発等々につきまして御支援をいただき  
ておるところであります。これにつきましては  
引き続き力を入れていただければ大変有り難いな  
と存つてございます。

それから妻に「きゅうしてよいかんせんちようどり収穫のときが本県の梅雨どきと重なるものですから、一時振興もしたんですけども、やっぱりいいものが取れないということで、ほと

卷之三

などまず振興されていないと。  
ただ、もしかすれば先生方の中でも御存じの方  
もいらっしゃるかもしませんけど、B—1グラ  
ンプリで横手の焼きそばというのがありますの  
で、その方が、そうした気象条件にもめげず  
に、その焼きそば用の小麦の栽培」と、要は地産地  
消的な考えですね、その最終的な加工まで含め

ので、そういう点につきましては地域振興の観点から県として今御支援を申し上げているというふうな状況でございます。  
以上でございます。

○紙智子君 それじゃ、もう一度西川参考人に聞きしますけれども、先ほどもちょっと触れられましたけれども、西川参考人は、三月の何日付けかな、東京新聞が何かで書かれていたんですけどね、種子法の成果として、九州農業試験場と大

分県が地元産の大麦100%の焼酎を造りたいといふことで、酒造会社と協力して育成した大麦の話をされているんですね。

に任せるということも含めて書かれていたと思うんですけども、それについて少し詳しくお話を聞かせていただきたいと思います。

○参考人 西川芳昭君 今の御質問は二シノホミ

で、どういふんでしよう、実用化に結び付いたといふことで、そのような形で地域にとって、地域の農業生態系に見合つた、またその地域の企業の生産、加工、流通に見合つた形での新しい品種と

レシのなかで種子法の中で作られてきたらしいのは、これは非常にいい実例だと思いますし、何よりも、その結果として、その地域の農家の所得が向上し地域全体が潤っていくことがあります

卷之三

○紙智子君　ありがとうございました。  
　　ので、種子法自体がそのことに関して、何度も言  
　　いますけれども、直接種子法がその品種改良を  
　　やっているわけではないことは十分認識しております  
　　が、そういうことができるソフトのインフラ  
　　として種子法が存在しているということを私は今  
　　までいろんな方からお聞きしてきております。

いて、自分の利益などだけにとらわれて廢止するということはやっぱりどうしても納得できないということを思つてはいるわけですけれども、是非、この参考人の皆さんからの意見を踏まえて

この後の議論をしつかりやつていただきたいというふうに思います。  
ありがとうございました。  
○儀間光男君　日本維新の会の儀間でございま  
す。

今日は、佐藤 西川両先生方、お忙しい中をこ  
うしておいでを賜つて、いろいろと御教示をいた  
だきました。心から感謝を申し上げたいと思いま  
す。ありがとうございます。

ちを少しおきらいをしてみたいと思います。これは、昭和二十七年、西川先生がおつしやつたように、サンフランシスコ講和条約発効の一ヶ月後の法律のようであります。ところが、私は出

身が沖縄ですから、沖縄は昭和二十年に敗戦と同じく、時に米軍支配下に置かれて、具体的にその地位がはつきりしたのが、サンフランシスコ講和条約の発効と同時に米軍に来られたと。以来二十七年間、米軍統治の中であつて、実はこういう法津が

あつたということは全く知りませんでしたね。歴史を見ていくと、六十一年に改正法がされていますから、この頃から沖縄県民は種子法という言葉に触れたということになつて行くの

ではあります  
これは、いわゆる、今、両先生方が御指摘になつたように、種子、つまり在来種あるいは個体の独立性、はたまた原種、原原種、こういうこと

でありますから、主要農作物と限定がありますけれど、作物の、いわゆる生き物の、生命の根幹になるわけですよ。そうしますと、人種の宝とも財産とも言いましたけれど、そうであるならば、当然のことながら、官が、つまり政府が、地方自治体が加わって、いつて当たり前だと思つていらんですね。ところが、ここへ来てこれを廃止をするんだという國の意図がよく読めないんです。読めないけど、佐藤参考人においては、たとえこれが廃止されても、県として独自な事業をこれまでどおりやつていくという力強いお話をいただきました。

ただ、今までも指摘があるように、国がこれを廃止すれば根拠法を失うですから、地方が財政支援をしてくれ、交付税をくれと言つたって、どの法律をもって財源を確保していくのか極めて不透明だと思うんですね。

そういうことで、端的に言つて、国はこういうものの権利を放棄をしていると。民間の参入、これは昭和六十一年から門戸を広げたようでありますけど、それを盾に権利放棄している。つまり、日本人の財産である原種、原原種、在来種、個体の独立化、こういうものが失われていく根源になると、思うのですが、両先生、先ほど良くなといふことがありましたけれど、いま一度御見解を御教示をいただきたいと思いますが、佐藤先生、現場からの声で、もう一度聞かせてください。

○参考人(佐藤博君) 今、儀間先生からお話をされました、多分この法律の立法当時の状況というのは今先生がおっしゃったような形で、大変、戦後の食糧難の時代を背景として、特に主要農作物ということで、国民の要するに食をしつかりと供給するというふうなことを背景にしてできた法律であろうといふように思つてございますけれども、多少、今時点との時代背景はかなり違うんじゃないかなというふうに私自身は思つてございます。

本県が、例えば、そういう形で予算の要求す

る根拠といいますか、法律の裏付けがなくなると後退するのではないかというふうな御心配をいたしておりますけれども、種子法があるので予算を要求するという話ではなくて、本県の農業振興も必要なのでこの種子の安定供給に関する業務についてはしっかりと予算措置をしなければいけない、品種開発も含めてやつてはこう、というふうな考えでございますので、しっかりと地方財政措置をとつていただくのであれば、それが後退するということはまずないというふうに考えてございま

す。

それから、いろいろとこの種子法の廃止と絡め

て、何といいますか、私、当然、農業生産の根幹を支えるこれ資材だと思ってますし、農業経営にとつて一番大事なものとは思っていますけれど

も、この種子法を廃止すること自体と食料主権なり、何といいますかね、安全保障ですか、そ

ういうことと直結び付く議論なのかどうかなと

ちよつと疑問に思つんですね。それだけお話ししておきたいと思います。

○参考人(西川芳昭君) 一つお答えさせていただ

きたいんですけど、まず、そもそもやっぱり生物

といふもので、根源に関わる生物のことですか

ら、それが人類共通の遺産である、誰のものでも

ない、仮には日本国の中のものでもないという部分

もあります。それは、植物遺伝資源条約の中で、

やはり相互依存の中で、世界中でお互いに交換し

ながら人類のために遺伝資源を使っていくとい

う意図が示されていて、日本もそれに批准しており

ますので、その中ではその中のルールに従つてお

互いに共有していく分には構わないんですけど

も、今回、本当に外資の導入という形で国の資産

というものを外に出していくということに関して

はやはり大きく懸念されます。

条約の中で規定されている農民の権利といふも

のが、実は食料主権というものと密接に関わつて

いて、その食料主権というものが、何を作り何を

食べるか、輸入も含めてですけれども、どれだけ

の部分を自給し、どれだけのものを輸入するかと

いうのを自分たち、その国民又はその地域の住民が決める権利のことですので、直接この法律とその問題が関係ないというお考えももちろん成り立つかとは思いますけれども、そのような権利を行使することができる基盤となつてている法律の一つである。これだけではありません、ただ、一つであります。これだけではありません、ただ、一つでありますけれども、フオーマルな部分を支える知的財産権を中心とした種苗法ではなく、フオーマルとインフオーマルをつなぐことのできる種子法が存在し、各都道府県でこれが機能しているといふことが、私たちと種子との関係を結び付ける非常に重要な役割を果たしているというふうに考えております。

それから、種子の増殖の部分に關して、フオーマルとインフオーマルのことを何度も繰り返しておきますけれども、フオーマルな部分を支える知的財産権を中心とした種苗法ではなく、フオーマルとインフオーマルをつなぐことのできる種子法が存在し、各都道府県でこれが機能しているといふことが、私たちと種子との関係を結び付ける非常に重要な役割を果たしているというふうに考えております。

○儀間光男君 ありがとうございます。

今、先生のお話で、フオーマルとインフオーマルの話を出ました。

私は、元々、種子は商業、つまりビジネスベースに乗せてはいけないと、いう基本的な考え方なんだですよ。もちろん、新品種を作つたり改良品種が出たりすると、それは流通させないわけにはいきませんが、これを目的に商業ベースに乗せてはいけない、こう思つうんです。

理由は、種子というのは、知つてのとおり、その中を開けてみると、遺伝子を含めて、染色体、ゲノムの配列、そういう生命体を詰め込んだのが種子なんですよ。したがつて、これを研究するのが研究をして新しい品種を見付けたり、あるいは改良種ができるたりするのに非常に時間と資金の要ることなんですね。したがつて、これを民間ベースでやって国際競争の中にぶち込んでいくといふと、あるいは独占企業が出てパテントを取り、それが研究を開拓するのに非常に時間がかかる、それが研究開発といふのは必要です。それで、生命であつてもその尊厳に配慮をしつつ、畏敬の念を持つつ研究すること自体は大切で、それに民間が入ること自体は否定はいたしませんが、作物の資源といふことに関して、作物といふ生命体に関して取り上げますと、作物というのはその生存を人間に委ねている生物なんですね。

そのようなことを都道府県が自主的にやつていい、あるいは秋田県は今、佐藤参考人おつしやつたように、どうあろうとやつていくといふことです。これは自主性に任すという国姿勢なんですよ。そうすると、各県、やらない県もやらねばならない県も出てくる、多分、全県がやればそれにこしたことではないんですが、

そうすると、ばらつきが出てくるんですね。ただでさえ、佐藤参考人おつしやつたように、秋田県でも県南と県北では気候も違えば水温も違う、あるいは土壤も違えば土質も違う。したがつて、マッチングする作物を厳選していかなければならぬ。こういうことで、もつと言えば、日本は北海道から沖縄、与那国までと長いですから、この間で物がばらつきがあるては、原種、原原種の保持、育成、なかなかできないと思うんですよね。

そういう意味で、西川先生、遺伝子の持つ、生命体、染色体あるいはゲノムもそうですが、そういうのを管理していくには、研究者の立場からして、民間でビジネス化してよいかどうかを御見解を御教示いただきたいと思います。

○参考人(西川芳昭君) 科学技術と社会に関する非常に根源的な御質問なので、私の力量で答えられる部分といふのは限られているんですけども、私個人としては、やはり研究開発といふのは必要です。それで、生命であつてもその尊厳に配慮をして、民間でビジネス化していくかどうかを御見解を御教示いただきたいと思います。

私は、人間が作物と共に生存しない、作物といふ

のは自分で育ちません。例えば、野生の稻ですとほつておいたらそこでまた毎年同じところから生えてくるんですけれども、作物の稻は、私たちが刈取りをし、収穫をし保存をしないと、次の年生えてくることができないわけですね。そういう意味では人間が関わっていく必要があります。その人間が関わるときに、もうかる部分だけをやるということになると、当然、もうからない、すなわちそのときの消費者のニーズとか市場のニーズのないものに関しては保存されないことになるわけです。

そういう意味では、やはり管理に國が責任を持つ、また、もちろん國際社会の場合もあると思いますけれども、あくまでも公的な組織がその生命体、我々と同じ生命体ですけれども、作物と人間という形では私たちが作物に依存している部分があります。また、作物が私たちに依存している部分がありますので、その管理に関しては民間ではなくて公的な存在を巻き込んで、もちろん一人一人の市民も巻き込まれる必要があると思います。また繰り返しになりますけれども、企業の場合はその時点でもうかる部分しかやりませんので、過去にイギリスの國立の研究所が民間に買収され、そこにあつた遺伝資源というものが最終的に廃棄されるという、そのようなことも起こっておりますので、私たちの非常に大切な稻の遺伝資源等がそのようなことになる危険というのが全くないとは言えないで、今回やはり私たちは慎重に考えていく必要があると思います。

○儀間光男君 ありがとうございました。

私はさつき言つたように沖縄出身ですから、沖縄の事例を二、三ちょっと引き出してみますと、アユという水生生物がおりますけれど、魚がおりますけれど、これは日本各地あるいは台湾、フィリピン、インドネシア、あの一帯、大陸側もみんなおるんですね。

ところが、沖縄のアユはリュウキュウアユといつて個体が独立しているんですよ。これ、よく分からないんですが、日本のその権威者、学者で

ある、お名前ちょっと申し上げられませんけれど、差し障りがあつて言えませんけれど、この方

から聞いたお話をですが、戦前、リュウキュウア

ユ、いよいよ沖縄戦争だということで危機を感じて、当時、農林水産省、水産庁が沖縄のアユを奄美の住用という森深い、水のいっぱいあるところへ移したんですね。ところが、奄美大島も戦況が迫つているということから、更に水産庁は高知県の水産試験場にそのアユの種を移したんです。そ

こで保存、育成して、沖縄は全滅したのであります。されど、戦後、更に、なかなかうまくいかぬで、復帰を待つて高知県から沖縄県へ移して、北部の河川で元気に暮らしているんですね。そういうものを思うと、種を扱う業務が、民間に門戸を広げて駄目とは言わぬけれど、官が責任を持つてしなければならないのは理の当然なんです

ね。

もう一つ、アユだけじゃなしに……

○委員長(渡辺猛之君) 時間が来ておりますので、質疑をおまとめください。

○儀間光男君 はい。

アグーだつてそうなんです。

○佐藤さん 秋田杉が琉球で、沖縄で育つたといふことを聞いたことがありますか。(発言する者あり) それはまた後で茶飲み話で言いましょう。どうも、自分の主張だけになつて済みませんでした。

ありがとうございます。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。希望の会(自由・市民)、自由党の森ゆうこございました。

今日は参考人のお二人から大変有意義なお話を聞かせていただきまして、本当にありがとうございました。私もまだころ新潟県の選出でございました。

しかし、今回のこの種子法の廃止法案というの

は、そもそも、TPPは効果しなかつたわけです

けれども、このTPPの効果に向けた国内法の整

備、要するにイコールフツティングということ

で、海外の大きな多国籍企業等から訴えられない

ようにそういう状況を整えておくもののその一環

であろうというふうに考えております。

そこで、様々先ほど来お話をありますけれど、

も、今世界の中で、いわゆるバイオメジャーとい

いますか、モンサント、バイエル等、代表される

そういう企業が種子を独占し、そして合併をし、

その大企業が寡占化している、それが更に進んで

いるという状況があるんですけれども、両先生に伺いたいんですけども、これがこの種子法の廃止によって、そういう多国籍企業が日本の民間企業を買収したりするなどしてどんどんと我が国

の、種子を支配すれば食料を支配することになり

ますから、そういうことになりはしないかとい

う、これが一番の今回の主要作物種子法廃止にお

ける懸念であると私自身はそう思つておりますけれども、この点についてそれぞれの御見解を伺いたいと思います。

○参考人(佐藤博君) まず、森先生のところには本当に、うちの県、先ほど三十三年と言いましたけど、多分横綱のコシヒカリはその誕生してから倍の年月がたつていると思いますので、コシヒカリを見習つて頑張りたいというふうに思つてございます。

今、海外の穀物メジャー等々の寡占のお話でござりますけれども、まず、種子法につきまして、知的財産の保護ですか外市場の参入を防止するという規定は多分書いてないんだろうなというふうに思つていて、現在でも海外のそういう企業は入るうと思えば入つてこれる、法律で、中でバリア張つてるとかというような形ではないといふふうに思つていています。ただ、現実には入つてきていないといふふうに認識してございま

す。

一方、過去の例からいきますと、韓国がIMF

体制に入った一九九〇年代後半に、一社を除いて

種苗会社がほぼ全て外資の手に一旦渡つてしま

ました。そのときに、それ以前、韓国はやっぱり

て、それが外資の手に渡る可能性というのがあるという、この懸念だけはやはり持つておいた上で慎重に考えなければいけないというふうに思いました。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。

先ほど佐藤参考人の陳述にもございましたように、もちろん新潟県もそうですが、大変な労力を払つて、そしてお金を使って、原種、原原種、そして先ほども何かクリーンにするという、そういう取組など、その品種の品質の確保というものについても大変な努力を払つている。それは、利益を追求しない自治体、そして財政的な措置があるからそのことが続けられてこられた。だから、直接的には種子法の中には確かに知的財産を保護するというような項目はないと思いますけれども、それぞれの県における財政的な裏付けのある、言わば本当の基礎的な、本当の基礎的な研究、そして原種、原原種の維持、保存、そして新しい品種の開発といふものが、言わば結果的に各地域における、そして我が国の知的財産権を守つてくることにつながつたのであると、私はそのように認識をしているところでございます。

そういう意味で、根拠法である種子法が廃止されるということは、この知的財産権の保持、そして農民がひとしく共通の財産であるその種子を享受して国民のために安定的に食糧を提供するというところに大変な影響があるというふうに思つておりますし、この法律を廃止する、ただ単純に廃止するということが将来における我が国の食糧の問題に非常に大きな影響を与えるということです。

それで、佐藤参考人に一点御確認したいんですけれども、先ほど御答弁の中で、質問に対する答弁の中で、今後ともこれまでと同じ対応で、体制で、もう大変危惧しておりますということがあります。

それで、佐藤参考人に一点御確認したいんですけれども、先ほど御答弁の中で、質問に対する答弁の中で、今後ともこれまでと同じ対応で、体制で、もう本当にやつていくところで、地方財政措置があればこれまでと同じようにきちんと秋田県ではもう本当にやつていくというふうなお話をございました。でも、やはり地方財政措置があ

ればという条件付の御答弁だったというふうに思っています。

やはり根拠法がなくなれば予算を付ける法律的な根拠がなくなるということですから、いないういう意味で、地方財政措置があればというやつばかり条件というのは非常に重要なとと思うんですねけれども、その辺を伺いたいというふうに思いますし、西川参考人には、先ほど私が知的財産権の規定はないけれども結果的にといふふうなことを申し上げました、その点について一言あれば、お願ひいたします。

○参考人(佐藤博君) ちょっと私の御説明が良くなかつたかもしれません。地方財政措置がかなりせば、秋田県はこの種子の安定供給、種子業務に関して予算化が後退して、遅れて手放すとかといふふうに取られますと、これはちょっと私の真意と違うところでございまして、当然、万が一、地方財政措置がなくともこれはやらなきゃいけないというふうには思つてござります。

ただ、そういう形で、国からの御支援があれもなくなる、これでちよつと方違つて、立行きませんので、そこはしつかりと運んでお伝え申し上げるといふふうなことでござりますので、御理解いただきたいと思いま

す。

○参考人(西川芳昭君) 外資の関係に関しては、二つのシナリオがあるかと思います。

もし、日本の市場にマーケット性があるといふふうになると、それは当然参入してくると思ひます。その場合でなければ、その場合は、これも繰り返しになるんですけど、今厳密に県の指導の下に行われている様な検査といふものが、どこまで今の財政的措置が、根拠法がなくなる中でできるのかということで、一例を挙げますと、もしイネ科の雑草が海外から入ってきた種子の中に混入した場合に、単独の県の力でこれを完全に排除することができるのかといふふうなこ

とは非常に懸念されます。これは、やっぱり種子法で厳密な検査、圃場検査から最後の生産物検査まで全てが行われている中でこそ、その中で、国内でこれだけ厳密にやついても合格しない種子というのがたくさんあるわけで、たくさんと

言うと失礼ですけれども、一定量あるわけなのなれば何の裏付けもないんですよ。だから、そくなれば何の裏付けもないんですよ。だから、そないう意味で、地方財政措置があればといつぱり条件というのは非常に重要なとと思うんですねけれども、その辺を伺いたいというふうに思いますし、西川参考人には、先ほど私が知的財産権の規定はないけれども結果的にといふふうなことを申し上げました、その点について一言あれば、お願ひいたします。

○参考人(佐藤博君) ちょっと私の御説明が良くなかつたかもしれません。地方財政措置がかなりせば、秋田県はこの種子の安定供給、種子業務に

関して予算化が後退して、遅れて手放すとかといふふうに取られますと、これはちょっと私の真意と違うところでございまして、当然、万が一、地方財政措置がなくともこれはやらなきゃいけない

○森ゆうこ君 そもそもこの種子法の廃止について、農業競争力強化プログラムといふことに基づいて、農業資材を低価格にするといふことが政府の目的であるといふ政府の説明でござります。

先日のこの委員会におきまして、この種子法を廃止することによって民間の参入が促され、結果としてその種子の値段が下がるのであると、政府参考人はそう答弁されました。大臣も下がる可能性が高いといふ答弁をされました。

しかし、私はちょっとそこがどうしても理解できませんで、今非常に低廉な価格で、そして安定的に種子を特にこの主要農作物について提供できているのは、先ほども申し上げましたが、各県の大変な努力、そしてその裏付けとなる財政的な措置、その大変な努力によつて、安定的にしか

なつていまして、その安定的な取引にもつながるということです。農家が選択しているわけですね、経営上有利だといふふうなことです。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。

○参考人(佐藤博君) まず、県では、県が開発し

た品種につきましては従来の供給体制をしつかりと堅持して実施していくといふ考へでござりますので、法律の廃止をもつて県が開発している品種の価格が上がるとはございません、これは。

県段階では、水稻の種子の、多分、各県さん同じだと思うんですけども、価格の検討委員会といつやつを設けて、これは産米改良協会の会長さんが会長になっていて、いろんな関係団体がそこの集合していろんな生産の資材の値段ですとかそ

ういったものを検討しながら、何といいますか、公的な形で、オープンな形で今は決定されているというような状況でござります。

ただし、日本の遺伝資源、今でも外資が欲しいといった場合には制度的には取ることができるんですけども、たゞ、市場が開放されることに

よつて、より積極的に遺伝資源にアクセスするインセンティブが外資に働くといふには考えます。

○森ゆうこ君 そもそもこの種子法の廃止については、農業競争力強化プログラムといふことに基づいて、農業資材を低価格にするといふことが政府の目的であるといふ政府の説明でござります。

先日のこの委員会におきまして、この種子法を廃止することによって民間の参入が促され、結果としてその種子の値段が下がるのであると、政府参考人はそう答弁されました。大臣も下がる可能性が高いといふ答弁をされました。

しかし、私はちょっとそこがどうしても理解できませんで、今非常に低廉な価格で、そして安定的に種子を特にこの主要農作物について提供できているのは、先ほども申し上げましたが、各県の大変な努力、そしてその裏付けとなる財政的な措置、その大変な努力によつて、安定的にしか

なつていまして、その安定的な取引にもつながるということです。農家が選択しているわけですね、経営上有利だといふふうなことです。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。

○参考人(佐藤博君) まず、県では、県が開発し

ます。

本日は、長時間にわたり御出席をいただき、また貴重な御意見も賜ることができました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。(拍手)

午後一時に再開することとし、休憩いたしました。

#### 午後零時一分休憩

#### 午後一時開会

○委員長(渡辺猛之君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農業機械化促進法を廃止する等の法律案及び主要農作物種子法を廃止する法律案の審査のため、

要農作物種子法を廃止する法律案の審査のため、大臣官房審議官松尾泰樹君外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(渡辺猛之君) 御異議ないと認め、さよに決定いたしました。

○委員長(渡辺猛之君) 農業機械化促進法を廃止する等の法律案及び主要農作物種子法を廃止する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

○進藤金日子君 自由民主党の進藤金日子でございます。午前に行われました参考人質疑に引き続きまして質問をさせていただきます。

主要農作物種子法の廃止法案と農業機械化促進法の廃止法案に関する質疑といたしまして、これまでの衆議院での質疑、またこれまでの本委員会での質疑の状況に鑑みまして、今回は主要農作物種子法、いわゆる種子法の廃止法案に絞つて質疑を行いたいというふうに思います。

お手元に今資料を配つておりますが、やはり、我々日本、国家にとって種子というものの重要性、これもう、種子は重要なんだという人は、この委員会の中、誰も疑義を挟む人はいないんだろうというふうに思います。極めて重要なこれは公的な財産だということあります。

しかしながら、この主要農作物種子法による種子生産の仕組みとすることを少し整理させていたわけあります。ここにありますように、品種開発から生産、販売ということなんですが、この品種開発のところ、これ、もちろん開発して管理するということだろうと思いますが、これは国の研究機関、地方公共団体、民間企業等がもう既に開発していると。これは種苗法による品種登録によりまして知的財産権として保護されております。これは、そういう意味では今回の種子法とは網がかぶつていらないところなんですね、守備範囲違います。

今回のこの種子法は、生産の部分、あえてちょっと整理させていただきましたけれど、この生産の部分なわけです。現行法の第一条の目的、これは、主要農産物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産について圃場審査その他措置を行うことを目的とするということで、あくまでもこれは生産と普及の促進なわけであります。ですから、この法律がなくなつたからといって、種をどこかに売り渡すとか、国、いわゆる放棄するとか、そういうことにはならないんだろうというふうに思うわけであります。

しかしながら、この生産の部分、これ主には都道府県に義務付けされているのが第三条から八条まであるんですが、これを廃止したときに少し心配などあるがあるんじゃないかということで、ま

一方で、優良な品種を決定するための試験がなくなると品質確保できなくなるかという、

こういう懸念もあるんですねが、これはもうまさに、種子の品質は種苗法や農産物検査法で担保していくわけですから、これもまあ心配ないんだろうということがあります。

むしろ、午前中の参考人、秋田県の佐藤農林水産部長のお話だと、こういつた義務化された手続

一方で、優良な品種を決定するための試験がなされた。

品種開発自体は、種子法の存在いかんに関わらず、種苗法によって品種登録により知的財産権としてしっかりと保護されるということありますので、種子法廃止により品種開発には影響がないこと、明確になつたというふうに思いました。

次に、午前中にも参考人質疑で秋田県の佐藤農林水産部長からお話を伺つたわけでございますが、義務がなくなれば従来と比較して都道府県の種子生産に対する取組が後退するという懸念、これは全くないんだということを参考人として佐藤秋田の農林水産部長答えたわけでございますが、その中で、少なくとも米どころの秋田においてはそういうことはないということを断言されました。

主要農作物の種子といふのは、私、今整理させていただきましたけれども、品種開発、生産、販売といった流れの中で農産物の生産者に提供されていくわけありますけれども、このうち種子法は、種子生産における都道府県の義務を規定した法律であつて、種子法の廃止によって品種開発には何ら影響がないというふうに私自身考えるんですけど、大臣、御見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(山本有二君) 今般廃止される主要農作物種子法におきましては、委員御提出になりましたこの配付資料の品種開発、生産、販売の中の品種開発については何ら規定しているところではございません。廃止をされましても、種、麦、大豆の品種開発には影響がないというふうに考えております。

農林水産省としましては、これまで、我が国の農業の発展に資する新規性あるいは有用性の高い品種の開発に向けまして、委託研究、競争的資金により支援をしてきたところでございまして、引き続きこのような取組を推進することに変わり

いた。

品種開発自体は、種子法の存在いかんに関わらず、種苗法によって品種登録により知的財産権としてしっかりと保護されるということありますので、種子法廃止により品種開発には影響がないこと、明確になつたというふうに思いました。

そこで、種子法の廃止によりまして都道府県の種子生産に関する義務がなくなるわけございませんが、米、麦、大豆の種子生産体制が脆弱化し

一方で、優良な品種を決定するための試験がなされた。

品種開発自体は、種子法の存在いかんに関わらず、種苗法によって品種登録により知的財産権としてしっかりと保護されるということありますので、種子法廃止により品種開発には影響がないこと、明確になつたというふうに思いました。

そこで、種子法の廃止によりまして都道府県の種子生産に関する義務がなくなるわけございませんが、米、麦、大豆の種子生産体制が脆弱化し

て、主要農産物の安定的な種子の提供に支障が出るんじやないかという懸念、これあるわけです。これもこれまである答弁いただいたわけでございますが、改めてしっかりと農林水産省の見解を確認したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○政府参考人(柄澤彰君) お答えいたします。

午前中の参考人の御発言にもあつたようですが、いますけれども、現在、都道府県は、種子法があるからということよりも、むしろ各地域の農業振興の観点から種子の生産、普及に関与していただいているというふうに理解しております。したがいまして、種子法が廃止されたとしても、各都道府県の御判断によりまして、多くの都道府県におきましては引き続き種子の生産、普及に関与していただけるというふうに考えております。

具体的には、現行の種子法に規定されております奨励品種に関する業務、原種、原原種の生産に関する業務、圃場審査、生産物審査に関する業務、こういったことを継続する見通しといふうに現に私どもにお答えになられているところでございます。

農水省としましては、こうした都道府県の取組を後押しするために、別途御提案申し上げております農業競争力強化支援法案において、種子生産に都道府県の知見を活用するという規定をしているわけでございます。そういうことで、都道府県が種子生産において引き続き重要な役割を担つてることを法律上も位置付け、また、種子法に関連する事務を対象として現在措置されてお

ります地方交付税につきましても、引き続きこれが確保されるよう関係省庁に働きかける、さらには、今後、種子生産において都道府県のみならず民間事業者としつかり連携をしていただく取組を後押しするということをやつてしまひりますので、今後とも種子の安定供給に悪い影響が生ずることがないように努めてまいりたいと存じます。

○進藤金日子君 ありがとうございました。

近年の地方分権の流れの中で、一般的に都道府

県というのは国と適切に連携しながらいろいろな独自の取組を進めているわけでございます。農林水産省にも、この都道府県の特色ある種子生産の取組、これについては是非とも、自主性を尊重しつつもしっかりとサポートしていただきることが重要と考えますので、よろしくお願ひ申し上げたいと、いうふうに思います。

こうした中においては、主要農作物を作付けしている道府県においては、概して財政基盤が強固だとは言えない状況だと思います。また、行政改革の側面から、厳しい職員の定員管理等も継続していくものと見込まれるわけであります。

今御答弁をいただいたわけでございますけれども、この廃止法、種子法の廃止によって都道府県の種子生産に関する義務がなくなると、都道府県の予算措置、人員確保の法的根拠が失われて、中長期的に見て、種子生産に関する都道府県の関与度合いが大幅に低下して、公的種子生産の体制が著しく弱体化するんじやないかという懸念あるわけであります。

前回、審議の中で我が党の山田修路筆頭理事から質問して確認したところではございますが、改めて、午前中の参考人の中でも強くこの地方財政措置を要望するんだということありましたので、それから、是非とも改めて地方財政のエキスパートである磯崎副大臣から明快な御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○副大臣(磯崎陽輔君) 都道府県に対する財政措置に関する御質問であるというふうに考えております。

今事務方から御答弁させていただきましたけれども、仮に今後種子法が廃止されたといつしまして、各都道府県において引き続き種子の生産、普及において重要な役割を果たしていただきたいと思います。

また、種苗法に基づく大臣告示等の改正により、主要農産品の種子の品質確保のための事務も引き続き担つていただきたいと、そのように考えておりますので、これを担つていただく都道府

の役割は今までと全く変わらずまた重要なものが

あろうかと思いますので、財政的措置についても引き続き適切に対応していかなければならぬと思つております。

その上で、現在、都道府県に対する財政措置は地方交付税法に基づいておるわけでございま

すが、今後は、種子法が廃止後も種苗法や農業競

力強化支援法案等を根拠として適切に措置され

るよう、今後の平成三十年度予算編成過程において関係省庁に強く働きかけていきたいと思っております。また、その結果につきましては、地方交

付税の具体的な措置内容について農林水産省からも各都道府県に對して遺漏のないようにきちっと伝達をし、またお願いをしてまいりたいと思つて

いるところでございます。

○進藤金日子君 磯崎副大臣、明快かつ御丁寧な御答弁、本当にありがとうございます。

また、種子法はそもそも知的財産権を保護して

いたわけではないわけあります。種子法の廃止いかんにかかわらず、種苗法によつて知的財産権が保護されております。しかしながら、今回の種

子法廃止で知的財産権が侵害されるような不安、これもいつも耳にするわけであります。これ、農業競争力強化支援法で民間事業者に対して種子生産に関する知見について情報提供を促進するといふこと、これに対する不安もあるのかなという気

がするわけであります。民間事業者には外資系企業も入つてくることが想定され、結果として都道府県から流出した知見が海外に流出するのではないかという懸念、これあるんだろうというふうに思ひます。

今日、私配付した資料にもありますけれども、種子生産に関する知見ですから、現行法の三条から八条に規定する、これはもう極めて栽培技術等

のテクニカルな知見と、いうことなんだろうと、いうふうに思ひますが、これは品種開発に関する遺伝子情報とかそういった知見とはちよつと違つたんだ

は、都道府県が提供促進する種子生産の知見の具

体的内容だと、仮にですね、仮に海外に流出すると品種開発に多少応用されるとか、そういうたおそれがあるのかなというような知見の取扱いについては、ガイドラインみたいなところを定めて通

知するのも一つの案ではないかなという気がする

わけであります。実際、秋田県の佐藤農林水産部長は、現行種子法の関係通知の、これを実質的なガイドライン等で分かりやすく明示していただく

と有り難いみたいなことも今日午前中、意見がございました。

そこで、種子法の廃止により種子に関する知的財産権の公的保護が仮に、なくなるということな

いんですけれども、そういう不安に対して、なくなりたとして、農業競争力強化支援法案における民間事業者への情報提供によつて外資系企業に我が国が長年蓄積してきた種子情報が流出して、結果的に種子メジャー等に我が国的主要農産物の種子が席巻されるんじやないかという見方、これ実

際言う方あるわけでありますので、これに対する見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(柄澤彰君) まず、現行の種子法には知的財産の保護ですとか外資本の参入を防止するというような規定はございません。法制度上は外資本が主要農作物の種子産業に参入するこ

とは可能ではございます。

しかし、現状を見てみると、海外の外資の戦略としましては、やはり海外の穀倉地帯などの均

一で非常に大きな大口の種子販売を前提に種子生産を行うという市場戦略を多くの外資は取つてゐるわけでございます。そういう視点から我

が国のマーケットを見た場合には、かなり狭い地域を対象に非常に多様な気候条件に適しました多品種が必要だということ、必然的にその販売単位も小口、ロットになつてしまふことございま

すので、そういう外資から見た場合に我が國の種子の市場がそれほど魅力的ではないというのが実態でございますので、現実にほとんど外資は入つてきていないという状況でございます。

私たちとしましては、知的財産の面で、野菜などと同様でござりますけれども、引き続き、種苗法に基づく知的財産の保護はしっかりと行う、そして公的機関が持つておりますいろいろな情報がございますが、そういったものが不用意に海外に流出することがないようにしっかりと対策を講ずるということで、我が国の優良品種の知見はしっかりと保護してまいりたいと存じます。

このような知的財産のマネジメントを踏まえました民間事業者との連携によりまして、今後の我が国の種子の開発、供給につきましては、都道府県のみならず官民の総合力を發揮する形で更に優位性を高め、逆に外資に対する競争力を高めていきたいという考え方でございます。

○進藤金日子君 ありがとうございました。

この海外のメジャーに対する話、午前中も秋田の佐藤農林水産部長も同様なことを言っておられたような気がいたします。是非とも、我が国の優良品種、しっかりと守つていただきようによろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、先般、本委員会で紙委員の方から配付された資料にもございましたけれども、米について民間企業が開発した種子が都道府県により開発された種子よりも高い、値段が高いというふうになつていると。一般的に民間企業は、種子そのものの値段は高くても収量が多くて実質的な種子の値段が名目よりも安くなるように努力するんだどうというふうに考えるわけでございますが、この種子法の廃止は高くても収量が多くて実質的な種子の値段が名目よりも高くなるように努力するんだどうといふふうに思つておられるわけでございますが、この種子法廃止と農業競争力強化支援法によりまして、種子産業への民間事業者の参入が促進され、これまでの公的生産に比較して結果として種子の価格が上昇するんじやないかという懸念もこれ事実聞かれるわけであります。これに対する見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(柄澤彰君) 私ども、各県にこの法律の廃止に伴つてどういう対応をされるかということを聞き取りを行つておるわけでございますが、大半の都道府県からは種子法が廃止されても引き続き種子の生産、普及に関与するという回答

が出ることがないようにしっかりと対策を講ずることで、我が国の優良品種の知見はしっかりと保護してまいりたいと存じます。

このような知的財産のマネジメントを踏まえました民間事業者との連携によりまして、今後の我が国の種子の開発、供給につきましては、都道府県のみならず官民の総合力を發揮する形で更に優位性を高め、逆に外資に対する競争力を高めていきたいという考え方でございます。

○進藤金日子君 ありがとうございました。

この海外のメジャーに対する話、午前中も秋田の佐藤農林水産部長も同様なことを言っておられたような気がいたします。是非とも、我が国の優良品種、しっかりと守つていただきようによろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

次に、先般、本委員会で紙委員の方から配付された資料にもございましたけれども、米について民間企業が開発した種子が都道府県により開発された種子よりも高い、値段が高いというふうになつていると。一般的に民間企業は、種子そのものの値段は高くても収量が多くて実質的な種子の値段が名目よりも高くなるように努力するんだどうといふふうに思つておられるわけでございますが、この種子法の廃止は高くても収量が多くて実質的な種子の値段が名目よりも高くなるように努力するんだどうといふふうに思つておられるわけでございますが、この種子法廃止と農業競争力強化支援法によりまして、種子産業への民間事業者の参入が促進され、これまでの公的生産に比較して結果として種子の価格が上昇するんじやないかという懸念もこれ事実聞かれるわけであります。これに対する見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(柄澤彰君) 私ども、各県にこの法律の廃止に伴つてどういう対応をされるかということを聞き取りを行つておるわけでございますが、大半の都道府県からは種子法が廃止されても引き続き種子の生産、普及に関与するという回答

が得られているところでございますので、そのよ

うなことを前提といたしますと、都道府県の生

産、普及する種子の価格自体が今と比べて高くな

ります。そういうことは想定されないとここでございま

す。

逆に、種子法の廃止及び農業競争力強化支援法

案の新規参入支援措置を講じますと、民間事業者

が種子生産に新規に参入されるということになり

ます。そうしますと、大規模な種子生産体制が導

入されまつたり、例えば都道府県が行つておられ

る種子生産の事務事業の一部が民間事業者に業務

委託をされる、さらには都道府県が持つておられ

ますいろいろなハードの面の施設を民間事業者と

共用するというようなことが進めば、全体として

種子の生産コストが下がられ、そして、結果、種

子価格の引下げにつながる可能性が出てくるん

じやないかというふうに思ひます。

一方、委員が今御指摘のように、今現在、民間

事業者が開発していきます品種について、一定程度

価格が高いものもございます。そういうたものが

なぜ今一部の生産者に使われているかといいます

と、まさに一般の品種に比べまして収量が高く

て、結果として当該農家の所得が従来の品種に比

べて遜色がないレベルになるということから使わ

れているということござります。

そういうたつたことも踏まえて考えますと、種子法

の廃止によって都道府県と民間事業者の連携によ

る種子生産が促進されれば、都道府県の品種のみ

ならず、民間事業者の開発した品種も含めて農業

者にとって選択できる可能性が増え、結果として

効果、メリットが農業者に帰属するのではないか

といふふうに考えております。

○進藤金日子君 ありがとうございました。

物事を一つやるときにはメリットとデメリット

を示しておるわけであります。この二点がいわゆ

る状況変化としては考えられるんじやなかろうか

といふふうに思ひます。

ですから、この業務用米と輸出用米の品種開発

を誰が担うんだということであります。私は、少

なくとも都道府県だけの対応ではこれはなかなか

いきませんと、種子法の廃止で都道府県による種子

生産がなくなつて、なくなつて、かつ民間事業者

が独占的に種子を支配する、こういうことが起こります。

私はいろいろ考えてみるんですけど、この種子法

の廃止のみによつてそういうことは起こり得ない

んだろうと。むしろこういつた懸念というのには、

議論としてはもちろんあります。しかしながら

、机上論なんじやないかなといふふうに、私自身は起り得ないんじやないかというふうに考へるわけであります。

先般の本委員会で舟山委員の方から、A3の種

子法廃止に至るまでの経緯という資料を出してい

ただきました。非常に時系列で分かりやすかつた

といふふうに思ひます。この中で論点になつたの

が、二〇〇七年、平成十九年四月二十日の農林水

産省の見解と現在の種子法案の廃止を判断した見

解が全く異なるんじやないかと、どういうことな

んだという御指摘があつたといふふうに思ひます。

これも私なりに考えておきますと、なぜその見

解が変わつたんだらうと、この十年間に何があつたのかといふふうに思ひます。ここをちょっと検証しないといけないんじやないかといふふうに思ひます。

この事実をしっかりと整理しないといけないのかな

といふふうに思ひます。

これ間違えているかもしませんが、私の整理

それぞの対応を考えるといふふうに秋田の部長

も言つておられました。ただ、輸出米となれば

ちょっと厳しいなどといふふうに思ひます。

これがございますが、やはり、この業務用米や輸

出用米の開発と効率的な種子生産という新たな分

野にこれスピードイーに、迅速に対応していかな

いといけないといふふうに思ひます。

ですから、業務用であれば、これは都道府県も

方向に相当力点を置かれています。また、これは

長い減反政策の中で、私は、この品質と增收、単

収を増やしていくという、そういうことを両立

発だとか、やはり米の食味を追求していくとい

うような、こういつたこと主体の品種開発たつた

だらうといふふうに思ひます。まさに

に至るまで都道府県の品種開発というのは、まず

は地域特性に合つた、台風があるところは倒伏し

ないようによつたとか、あるいは穂丈ですね、で

すから、長いのを短くしようとか、そういうたつを開

いために、やはり米の食味を追求していくとい

うふうに思ひます。

ただきました。非常に時系列で分かりやすかつた

といふふうに思ひます。この中で論点になつたの

が、二〇〇七年、平成十九年四月二十日の農林水

産省の見解と現在の種子法案の廃止を判断した見

解が全く異なるんじやないかと、どういうことな

んだという御指摘があつたといふふうに思ひます。

これも私なりに考えておきますと、なぜその見

解が変わつたんだらうと、この十年間に何があつたのかといふふうに思ひます。ここをちょっと検証しないといけないんじやないかといふふうに思ひます。

この事実をしっかりと整理しないといけないのかな

といふふうに思ひます。

これ間違えているかもしませんが、私の整理

それぞの対応を考えるといふふうに秋田の部長

も言つておられました。ただ、輸出米となれば

ちょっと厳しいなどといふふうに思ひます。

これがございますが、やはり、この業務用米や輸

出用米の開発と効率的な種子生産という新たな分

野にこれスピードイーに、迅速に対応していかな

いといけないといふふうに思ひます。

ですから、業務用であれば、これは都道府県も

方向に相当力点を置かれています。また、これは

長い減反政策の中で、私は、この品質と增收、単

収を増やしていくという、そういうことを両立

発だとか、やはり米の食味を追求していくとい

うような、こういつたこと主体の品種開発たつた

だらうといふふうに思ひます。まさに

に至るまで都道府県の品種開発というのは、まず

は地域特性に合つた、台風があるところは倒伏し

ないようによつたとか、あるいは穂丈ですね、で

すから、長いのを短くしようとか、そういうたつを開

いために、やはり米の食味を追求していくとい

うふうに思ひます。

ただきました。非常に時系列で分かりやすかつた

といふふうに思ひます。この中で論点になつたの

が、二〇〇七年、平成十九年四月二十日の農林水

産省の見解と現在の種子法案の廃止を判断した見

解が全く異なるんじやないかと、どういうことな

んだという御指摘があつたといふふうに思ひます。

これも私なりに考えておきますと、なぜその見

解が変わつたんだらうと、この十年間に何があつたのかといふふうに思ひます。ここをちょっと検証しないといけないんじやないかといふふうに思ひます。

この事実をしっかりと整理しないといけないのかな

といふふうに思ひます。

これ間違えているかもしませんが、私の整理

それぞの対応を考えるといふふうに秋田の部長

も言つておられました。ただ、輸出米となれば

ちょっと厳しいなどといふふうに思ひます。

これがございますが、やはり、この業務用米や輸

出用米の開発と効率的な種子生産という新たな分

野にこれスピードイーに、迅速に対応していかな

いといけないといふふうに思ひます。

ですから、業務用であれば、これは都道府県も

方向に相当力点を置かれています。また、これは

長い減反政策の中で、私は、この品質と增收、単

収を増やしていくという、そういうことを両立

発だとか、やはり米の食味を追求していくとい

うふうに思ひます。

ただきました。非常に時系列で分かりやすかつた

といふふうに思ひます。この中で論点になつたの

が、二〇〇七年、平成十九年四月二十日の農林水

産省の見解と現在の種子法案の廃止を判断した見

解が全く異なるんじやないかと、どういうことな

んだという御指摘があつたといふふうに思ひます。

これも私なりに考えておきますと、なぜその見

解が変わつたんだらうと、この十年間に何があつたのかといふふうに思ひます。ここをちょっと検証しないといけないんじやないかといふふうに思ひます。

この事実をしっかりと整理しないといけないのかな

といふふうに思ひます。

これ間違えているかもしませんが、私の整理

それぞの対応を考えるといふふうに秋田の部長

も言つておられました。ただ、輸出米となれば

ちょっと厳しいなどといふふうに思ひます。

これがございますが、やはり、この業務用米や輸

出用米の開発と効率的な種子生産という新たな分

野にこれスピードイーに、迅速に対応していかな

いといけないといふふうに思ひます。

ですから、業務用であれば、これは都道府県も

方向に相当力点を置かれています。また、これは

長い減反政策の中で、私は、この品質と增收、単

収を増やしていくという、そういうことを両立

発だとか、やはり米の食味を追求していくとい

うふうに思ひます。

ただきました。非常に時系列で分かりやすかつた

といふふうに思ひます。この中で論点になつたの

が、二〇〇七年、平成十九年四月二十日の農林水

産省の見解と現在の種子法案の廃止を判断した見

解が全く異なるんじやないかと、どういうことな

んだという御指摘があつたといふふうに思ひます。

これも私なりに考えておきますと、なぜその見

解が変わつたんだらうと、この十年間に何があつたのかといふふうに思ひます。ここをちょっと検証しないといけないんじやないかといふふうに思ひます。

この事実をしっかりと整理しないといけないのかな

といふふうに思ひます。

これ間違えているかもしませんが、私の整理

それぞの対応を考えるといふふうに秋田の部長

も言つておられました。ただ、輸出米となれば

ちょっと厳しいなどといふふうに思ひます。

これがございますが、やはり、この業務用米や輸

出用米の開発と効率的な種子生産という新たな分

野にこれスピードイーに、迅速に対応していかな

いといけないといふふうに思ひます。

ですから、業務用であれば、これは都道府県も

方向に相当力点を置かれています。また、これは

長い減反政策の中で、私は、この品質と增收、単

収を増やしていくという、そういうことを両立

発だとか、やはり米の食味を追求していくとい

うふうに思ひます。

ただきました。非常に時系列で分かりやすかつた

といふふうに思ひます。この中で論点になつたの

が、二〇〇七年、平成十九年四月二十日の農林水

産省の見解と現在の種子法案の廃止を判断した見

解が全く異なるんじやないかと、どういうことな

んだという御指摘があつたといふふうに思ひます。

これも私なりに考えておきますと、なぜその見

解が変わつたんだらうと、この十年間に何があつたのかといふふうに思ひます。ここをちょっと検証しないといけないんじやないかといふふうに思ひます。

この事実をしっかりと整理しないといけないのかな

といふふうに思ひます。

これ間違えているかもしませんが、私の整理

それぞの対応を考えるといふふうに秋田の部長

も言つておられました。ただ、輸出米となれば

ちょっと厳しいなどといふふうに思ひます。

これがございますが、やはり、この業務用米や輸

出用米の開発と効率的な種子生産という新たな分

野にこれスピードイーに、迅速に対応していかな

&lt;p

まではよかつたんだと、今までの種子法で、でもこれから展望すると限界があるんですといふことを秋田の部長さん言わられておりました。

こうといふでござります。

る上でも、これしつかりと農水省の方にサポートしていただければというふうに考えるわけであります。

まいりたい」というようく考えております。  
○舟山康江君 そうしますと、この二国間貿易につかでも現設置で非餘し切れないと云ふことでよ

○政府参考人(柄澤彰君) 今委員からも御指摘が  
そういうふた中で、これもう種子法を廃止しなくて  
いいやないかと、一部改正でいいんでしよう  
という議論があるんです。そういうふた中で何で廢  
止しなければならないか、この決定的な理由につ  
いて明快に御答弁をお願いしたいと思います。

ございましたように、この十年程度の間、通知などを出しまして、私ども、この種子法の枠組みを前提とした形で、どうか奨励品種を指定する際、民間事業者の品種にも目を向けていただくようお願いをしてきたわけでございます。都道府県に対しまして、民間事業者の品種につきましても参入促進をしていただきたいということをずっとお願ひしてまいりましたわけです。

しかし、この十年たつてみましても、ほとんど民間の品種が都道府県の採用品種に採用されない

今回は、これまで私も、衆議院での審議、参議院での審議、議事録全部読ませて、チエツクさせていた。だきまして、私なりに内容をチエツクしながらポイントを絞つて、ここが不安なんだろう、ここは懸念があるなどというところをしつかりとちよつとピックアップしまして、午前中の参考人質疑と対比する形で実は今農水省としての責任ある考え方ということを明確にしたつもりであるわけあります。

ます。やはりこの農業者の所得向上につながつていいんだということ、ここをしっかりと念頭に置きながら、これからまた農水省の方、この種子法廃止されればその後の施策展開、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

以上で私の質疑を終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○舟山康江君 舟山康江でございます。

今日は、法案審議に入ります前に、一つ気になさるニュースが今日報道されておりますので、それ

という事実がござります。これは紛れもない事実でござります。やはり、都道府県としましては、やはり奨励品種になりますといろんな公費が投入されるということになります。したがいまして、自ら開発した品種を優先的に奨励品種にすることになります。この根本的な要因を考えてみますと、やはり法制度上、この奨励品種を指定するための試験などをこの法律によって都道府県に義務付けておるということが構造的な問題になつてゐるということですございます。いろいろな改正とか運用改善といふような案も今あるんではないかということも御指摘がございましたが、今申し上げましたような経緯とこの法制度の構造を考えた場合に、この法律の本質は県に義務付けるという法律でござりますので、いかにこの法律の改正などを行つたとしても、その本質的な法律の構造は変わらないませんので、今般、この改正ということではなくて、種子法の廃止とともに別途の競争力強化法案の御提案も申し上げているという判断に至つたと

規定する予定の、都道府県が提供を促進する種子生産の知見のこの具体的な内容や、これ繰り返しになりますけれども、仮に海外に流出すると品種開発に応用されるおそれがあるような知見、この取扱いは、やっぱりこれは一定程度のガイドラインというところも考えていいんじゃないかなと。そういう中で、そこは共通認識としてしっかりと都道府県と国と情報共有しながら、間違えても優良な品種がおかしな形で海外に出ないよう、そういうチエックを引いていくことも重要ななんじゃないかなという気がいたします。

そういう中で、やはり、都道府県の事務の円滑化ということで図られていくと思いますし、なつかつ民間事業者と今までではない前向きな連携、今日午前中は豊田商さんとの連携の例、話をされておりましたけれども、やはりネガティブチエックというところも重要なですが、ポジティブな方向、どういうふうに連携していくのかということを各都道府県、今本当に熱心にやっておられますから、こういった前向きな連携を深め

について確認をさせていただきたいと思います。  
四月十八日に日米経済対話、麻生副総理とペンス副大統領の間で日米経済対話を開かると予定されておりますが、今日の朝日新聞に、この中にで、事前協議の中でアメリカ政府が二国間の貿易交渉を要求してきているというような報道がありました。今のところそういう予定はないといふことの間の御答弁でしたけれども、こういった報道につきまして、この真意のほど、そしてまた農水省の考え方、大臣からお聞かせください。

○國務大臣(山本有二君) 日米経済対話では、麻生副総理とペンス副大統領の下で、経済政策、インフラ投資やエネルギー分野での協力、貿易、投資ルールについての議論がなされることというふうになつております。具体的な構成内容につきましては、現在米国との間で調整が進められているところございますし、具体的に決まっている事柄はまだ報告すべきものはないというようにお聞かせいただいております。

○國務大臣(山本有二君) 国益を守り、かつ日本農業のセンシティビティーに配慮しながら、一つずつ守るべきものは守るという所存で臨みたいと、いうように思つております。

○舟山康江君 ありがとうございました。

是非、その国益というものが決して企業の利益ではなくて、現場、地域、農業の利益になるよう、にとらうことを念頭にしつかりと主張をしていただきたいと思います。単にのまれるのではなくて、主張していただきたいと思います。

さて、それでは主要農産物種子法につきましてお聞きしたいと思います。

今日午前中、秋田県の農林水産部長からもお話をありましたけれども、やはり最初に話を聞いたときには、部長さんも、国も県も手を引くのかどうか、いうことで、ちょっとと唐突感があつた、驚いたと、いうお話が冒頭にありました。やはりどの県もそういう状況だったのかなと思います。私も、山形県の担当者、責任ある方に聞いてみましたけれども、やはり同じような答えがありました。多くの

懸念を持たれておりました。

そういうつたやはり唐突感と本当に大丈夫かなといふ懸念について、大臣はどのように受け止めていらっしゃるんでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) 平成二十八年十一月の農業競争力強化プログラム、その中において主要農作物種子法を廃止するための法整備を進めることを受けて、その後、農林水産省で、各種説明会の場で都道府県や農業団体の関係者と、プログラムの内容に関する説明、意見交換を行いました。またさらに、関係者から様々な御意見や質問をいただきましたので、それに対しても丁寧に回答するなどのそうした対応を進めてまいりました。

最初は廃止ということにおいて唐突感があつた  
ようになりますが、徐々に、午前中の参考人の佐  
藤さんのように、JAあるいは農家が冷静に受け  
止めているだくようになつたというように考えて  
おります。

○舟山康江君 今のお話でも分かりますとおり、  
これ、県の様々な責務とか義務というものを定め  
ている中で、本来は、この法律をどうするのか、  
なくすべきか維持するべきかが変えるべきか、こう  
いったことを検討するに当たつて、先に都道府県  
の意見をお聞きするのが通常の筋ではないのかな  
と思いますけれども、今のお話でも分かるとお  
り、結局、廃止を決めてから廃止しますという説  
明会をしているということなわけですよね。非常  
に手続として私は乱暴だったのではないかといふ  
ふうに思います。そのことがやつぱり依然として  
現場には、今日の秋田県さんは理解を示されてお  
りましたけれども、決して全ての都道府県がそろ  
いつた状況ではないといふふうに思います。

ところで、今回も民間の参入が進まないからと  
いうことで廃止ということになりましたけれども、  
も、現在なぜ都道府県において民間育成品種が導  
入されていないとお考えでしようか。その理由を

今御指摘いただいていますように、都道府県に對し、民間事業者の開発した品種も積極的に獎励品種に採用するよう通知を發するなど、これまでもやつてきたところでございますが、その結果も、都道府県の獎励品種にほとんど民間のものが採用されていないという事実がござります。根本的な要因は、獎励品種を指定するための試験等を都道府県に義務付けることにより、都道府県が開発した品種が優先的に獎励品種に指定されるという現行法制度の構造的問題があるのだと考えております。

午前中の参考人質疑もございました。その中で佐藤部長がおつしやつていたのは、昔は確かに民間の方にそういうような品種がなかつたといふのも、これも御主張のとおりだと思いますが、最近、新しい民間の品種が出てきた場合でも、午前中の話で正確かどうかはあれですけど、ちょっとやはり職員も切替えができなかつたというようなことを部長もおつしやつていたような気がいたします。そつしたことで、やつぱり現行の都道府県に開発者と獎勵者と両方やつてもらうという仕組みの下ではなかなか難しいのではないかというのが我々の考え方であります。

○舟山康江君 先ほど進藤さんの御質問の中で、都道府県をばかにしているというか、そういう目で見ているんじやないか、やめてしまつて、それは都道府県をばかにしているんじやないかということを言われていましたけれども、今の御答弁こそ私、都道府県をばかにしているんじやないのかなと思います。

今の都道府県は、別に何も自分たちが開発したものを見ても悪くても関係ない、それを優先しようということで獎励品種にしているわけではなくて、やはりきちんともう何年も掛けて調査をして、気象データ等も把握して、気象、气候、地理、そういうものを踏まえてこれがいいんだということの中で獎励品種にしていると。こういつたいろいろな効努力も私、聞いてまいりました。  
どうづつてば、ふかよ民間の育成品種にこう

ものが果たして本当に、一般的データはあるけれども、個別のこの我が県に持ってきたときに、こういった状況の中で果たしてきちんとした作柄が得られるんだろうか、栽培に適するんだろうか、そういうふたつどころの不安からなかなか奨励品種には位置付けにくいといった、そういったことであつて、何も、あつちの方が多いけれどもうちを優先しようといふ、そういつた我田引水的な考えでやつてゐるのではないかとうふうに思いますし、そう思い込んでいるとすれば、それこそ私は都道府県に対して失礼ではないのかなというふうに思います。まさに、もうオープニングにしているけれども、結局様々な事情の中で県は頑張つて、自分の県に合うような、それこそ北から南まで幅広いこの気象条件の中にもう一つ品種を開拓して、より良いものを作る努力をしていふといふことは是非お分かりいただきたいなというふうに思います。

さて、そういう中で、私もやはり食糧の安定供給、これ何度も大臣からもお話をいたいでいますが、それともやっぱり食糧の安定供給の確保といふのは國の最大の責務だと思います。そういう意味で、やっぱり私は種の、種子の安定供給といふのも國の最大の責務だと思ひますけれども、やはりそういう認識でよろしいでしようか。

○國務大臣(山本有二君) 安定供給は國の責任であるというふうに思います。二十八年十一月に策定いたしました農業競争力強化プログラムにおきまして、戦略物資である種子、種苗について、國は、國家戦略、知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発、供給体制を構築するというふうにしておりますし、今後とも國が種子の安定供給に責任を持つことに変わりはありません。

具体的に申し上げれば、今後とも種子の安定供給のための取組を行う都道府県や民間事業者を後押しさせていただきたいと思っております。農業競争力強化支援法において種子生産に都道府県の見を活用することを規定しておりまして、都道府県が種子生産において重要な役割を担つてある

そういうことをここで位置付けるわけでございます。そして、種子法に関係する事務を対象として措置されている地方交付税が引き続き確保されるように関係省庁と一緒になつて努めたいと思つておりますし、さらに、種子生産における都道府県と民間事業者との連携の促進を図つて、これまで以上にこの種子、品種開発がスムーズにいくよう努めたいと思つております。そして、稻、麦、大豆の種子に関する品質基準を定めるということもさせていただき、県域を越えて複数の都道府県間で種子を販売したり、あるいは事業が展開したり、種子の品質確認を行つたりできるようにもしたいと思つております。

農産物検査法に基づく農産物検査が適切に行われ、そして検査員の指導、検査の基準というものの標準化の提供を行うことによって更に品質が高まるというようにして、県間を越えて複数の都道府県間で種子を販売したり、あるいは事業が展開したり、種子の品質確認を行つたりできるようにもしたいと思つております。

農産物検査法に基づく農産物検査が適切に行われ、そして検査員の指導、検査の基準というものの標準化の提供を行うことによって更に品質が高まるというようにして、県間を越えて複数の都道府県間で種子を販売したり、あるいは事業が展開したり、種子の品質確認を行つたりできるようにもしたいと思つております。

○舟山康江君 種子供給の重要性等もよく御認識の中で、今までの都道府県の役割についても後押しされていきたいということでありましたけれども、そうであればなおさら分からぬのが、何で今回廃止するのかなというものが本当によく分からぬんですね。今の法律の中でも十分それは担保されていたと思いますし、民間品種の導入、だつてできたわけですし、なぜそれまで一生懸命いろんな重要性を訴えて、これもやりますと言つている中で廃止するのか、そこが本当にちょっと分からぬ。私は、今的大臣のお気持ちはやっぱり廃止しなくてもいいのになと思つてゐるようになつきました。

そういう中で、まさに安定供給が必要な戦略物资ですよね、一昨日も言つていましたけれども。そういつた安定供給をしなければならない。もう知財の中心、戦略物資、こういったものを本



が規定されております。この法案の存在が機械を高くしていった要因だつたんでしょうか。そしてもう一つ、この法案廢止によつて、価格引下げとか競争力強化にどう結び付くんでしょうか。まとめてお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(枝元真徹君) お答え申し上げます。

まず、法案があつたことが機械の価格が高い原因だつたのかという点でございます。

今回、様々な資材に係ります業界構造、法規制等、総点検を実施いたしました。この中で、農業現場の方からは、野菜等の機械化が遅れている分野での開発ですか、軽労化、省力化に寄与するロボットやＩＣＴなど、新技術の導入が期待されございます。

この機械化促進法があることによりまして農業機械の価格が高止まりしているとは考えておりませんけれども、このような新技術を取り入れた良質かつ低廉な農業機械を迅速に提供していく観点から同法を点検したところ、現在の一定期間置きに審議会の意見を聴いて基本方針に開発対象機種を位置付けるという現行スキームでは迅速で機動的な対応が難しい状況となつてゐるということから、この法案は廃止したいといふことでございます。

その上で、機械化促進法に基づきまして、現在農研機構が行つております研究開発を農研機構法に位置付けまして、担い手等のニーズを踏まえた試験研究が機動的に進められるように措置しております。

また、農業競争力の強化プログラムに基づきまして、民間企業、研究機関、農業者との連携により、良質かつ低廉な農業機械の開発を促進することとしておりまして、具体的には、最低限必要な機能、装備のみを備えたシンプルな農業機械の研究開発、建設作業機械等の異分野メーカーの新規参入による競争の促進、メーカー間の部品や仕様の共通化の促進などの取組を進めていくこととしてござります。

これらを着実に実施いたしまして、農業機械の価格の引下げを図り、農業競争力の強化を図つてまいりたいと存ります。

○舟山康江君 つまり、当初は分かりませんけれども、ここ最近、この法律は何の意味も持たなかつたということの理解でよろしいんですか。

○政府参考人(枝元真徹君) 法案ができました当時は、まだ非常に機械化も進んでございませんでしたし、非常に粗悪な機械も出ていたということもないので、先生御案内のとおり、現在の機械化の状況、あとその品質の向上から見ると、この法律自体が果たしてきた役割は当然にあつたというふうには思つておりますが、今においては、今のスキームでは、より機動的な対応を研究機関の方でやつた方がいいという判断でございます。

○舟山康江君 恐らく、生産資材引下げの文脈でこの法案廢止が出てきただれども、まあ別に高かったのはこの法律のせいでもない、おかげでもないし、当初はもちろん、やはり農業の近代化とか経営の効率化という意味で、機械化促進って物すごくやっぱり法律できちんと位置付けることの意味はあつたと思ひますけれども、少なくともこゝ、まあ十数年か二十数年か分かりませんけれども、最近においては、ほとんどの法律というのは余り意味がなかつたのかなというこの現れが今回の廃止なのかなというふうに思います。

それで、平成五年六月に農業機械化促進法の一部改正が決められました。そして、この改正に基づきまして新農業機械実用化促進株式会社といふものが設立されました。お手元に資料をお配りしております。

○政府参考人(枝元真徹君) 新農業機械実用化促進株式会社でござりますけれども、今の先生御指摘があつた、平成五年に機械化促進法を改正いたしました、同法の五条の五第一項に基づく高性能農業機械実用化促進事業を実施する法人として設立されました。これは、具体的には農研機構と農業機械のメーカーが共同開発した農業機械につきまして、複数のメーカーが製品化、販売化することでコストダウンを図ることができるように、共通の金型の製造、賃貸をこの新農業機械実用化促進株式会社が行つてございます。

○舟山康江君 ありがとうございます。

そうすると、この法律に基づいてその法律に基づく業務をこの株式会社が行つていたということは、法律廢止に伴つて設立根拠もなくなるから業務もなくなります。そうなると、やっぱり廢止するということになると思ひますけれども、それではよろしいでしようか。

○政府参考人(枝元真徹君) まず、この法律が廃止をされますので、この五条の規定もなくなることになりますので、実用化促進事業はこの法律の廃止とともに廃止することになります。現在、具体的に行つております、農研機構とメーカーが開発している機種の実用化というのをやつてございます。現在行つている実用化業務があと二、三年で終了いたします。その時点で全てが終わりまして、その後、同社が解散するかどうかについて、それは、これは民間企業でござりますので、同社の取締役会ですか株主総会とかで判断されるんだろうというふうに承知をしてございます。

○舟山康江君 現在、具体的にどのような業務を行つてあるんでしょうか。元々、部品の共通化といふことで、金型を作つて使うこと、金型の作製をやるということでしたけれども、なかなか独自でできないからそれを民間にお願いをして、イニシャルコストを払つて、その使用料、賃貸料を払うということでやつてないと聞いていますけれども、そういう理解でよろしいですか。

○政府参考人(枝元真徹君) 経営的にはそうでございます。農研機構と機械メーカーが共同でまず開発をいたします。この新農機、その開発をして新農業機械実用化促進株式会社が実用化をした代表的なやつが高速代かき機みたいなやつでござります。

○舟山康江君 これ、聞くところによると、その金型の使用料というのは、もう使っていても使つていなくても払わされているということを聞いたことがあります。そして、根拠となる法律がなくなると、そこで、そしたら一つは、これちょっと時間がないので調べた結果をお話ししますけれども、この会社には農林水産省が農研機構を通じて出資をしているという意味では民間株式会社ですけれども、官製民間企業という感じですね。しかも、これ、いわゆるＯＢが行つてているかどうか質問したところ、分からないと言われましたけれども、私の調べる限り、毎回社長には農水省局長級のＯＢが就いているということで、かなり深い関係があるわけです。

そういう中で、今回、農水省は意を決してこの法律を廃止したわけですから、やはりその法律に伴つて設立されたこの会社の存在意義も相当薄くなつていると思いますので、私はやはりこの機にもう廃止をするべきだと思いますけれども、大臣のお考へをお聞かせください。

○委員長(渡辺猛之君) 時間が来ております。簡潔にお願いします。

○国務大臣(山本有二君) この法律的な要因はやがて二年後にはなくなるわけでございますし、天下り先などの批判のないような判断を望みたいというように思つております。

○委員長(渡辺猛之君) おまとめください。

○舟山康江君 やはり、これはきちんと整理をすべきだと思います。

そして、もう一つ、冒頭に質問させていただきました種子法につきましては、改めて、それだけ県の役割を認めて後押しするということを言つて

いる以上、なぜ廃止するかということが本当に理解ができませんので、もう一度この廃止について考え直していただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○竹谷とし子君 公明党の竹谷とし子でございます。

農業機械化促進法を廃止する等の法律案、そして主要農作物種子法を廃止する法律案について質疑させていただきます。

前回の委員会で農業機械化促進法の廃止法案について主に質問させていただき、主要農作物種子法を前回途中までや寄せていたときましたので、引き続きこれを質問させていただきたいと思っております。

農水省は、この法律の廃止の背景として、資料をお配りしておりますが、農業の戦略物資である種子については多様なニーズに対応するため民間ノウハウも活用して品種開発を強力に進める必要があると説明をしております。この主要農作物種子法ができた昭和二十七年というのは、戦後の食糧の増産という国家的要請があつた時代でございました。それを行うために、国・都道府県が主導して優良な種子の生産、普及を進める必要があつたといふことでございます。この法律に基づいて、都道府県による原種及び原原種の生産、また種子生産圃場の指定や圃場審査、生産物の審査、そして都道府県による優良な品種、奨励品種を決定するための試験が義務付けられていたものでござります。これは一定の成果を上げて、既に都道府県で定着をしているといふに理解をいたしております。

この法律ができたときは、作れば売れる時代であつたと思います。しかし、今は時代が変わりまして、食料自給率はどんどんどんどん低くなり、日本の食料の市場といふのは、海外の商品を多く消費されるようになりますが、それがどういった結果になります。

今般の法制度の廃止につきましても、こういふ

あると思います。市場のニーズをしっかりと把握して、それに応える政策ができなかつたということではないかと、厳しく言えば、そのように私は思っております。

今は、作れば売れる時代ではなく、売れる物を作らなければならぬ。そういう意味で、多様なニーズに対応するために民間ノウハウを活用する

といふこの法案の廃止の背景というのは理解をするところでございますが、この多様なニーズとい

うものはどんなものであるか。午前中の参考人質疑の中で秋田県の農林水産部長の佐藤博参考人がおっしゃられていきましたけれども、中食、外食、事業用の米、これのニーズというのが非常に高まってきているという、この変化への対応、そして、輸出、今後輸出をしていくことに対する変化への対応、こうしたものについてはやはり民間企業がニーズをしっかりと押さえているので協力していく必要性があるという趣旨のことをおっしゃられていたと理解をしております。

改めて、農林水産省のこの多様なニーズというものなどをどのように捉えているかについて見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(柄澤彰君)

まさに委員御指摘のとおりでございます。

私も今、米政策を進めるに当たりまして、需要在に応じた生産ということを決まり言葉にしておりましたが、まさにニーズを捉えた生産を進めるということを考えた場合に、現状、例えば米で考えた場合、主食用米の三割を超える割合がいわゆる中食、外食等の業務用の方が使われているお米でござりますので、そういうふうに理解をいたしております。

この法律ができたときは、作れば売れる時代

たニーズに対応するために今官民の総合力を挙げて対応していかなければいけないという問題意識でございます。

○竹谷とし子君 公的機関ではこの多様なニーズに対応し切れないという面があるというのを理解ができるところでございますけれども、なぜ公的機関ではニーズに対応できないと考えられるかと

農水省の見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(柄澤彰君) まず、公的な研究機

閣、一つは国立の研究開発法人というのがあるわけですが、こういつたところはやはり非常に高い技術を持っておりまして、多様な遺伝資源を持つておるわけでございますので、そういうふた先導的な品種開発というのが得意な分野ということが言えると思います。そして、都道府県について見ますと、やはり都道府県ですので、当該都道府県の気候風土に適したような形の例えばブランドの品種が欲しいというような、その都道府県の視点でのやはり研究開発が強みがあるというふたとだと思います。他方、民間事業者を考えてみると、やはり外食事業者などの実需者に一番接しているわけでございますので、そういうふた何が欲せられているかというニーズを一番情報として持つておられるということで、それぞれ強みがあるわけでございます。

○政府参考人(柄澤彰君) まさに都道府県と民間事業者が連携をするところが非常に重要なポイントになるわけでございます。

具体的な連携の在り方でございますけれども、

まず開発面について見た場合には、例えば都道府

県と民間事業者が育種やニーズに関する情報をま

す共有すると、そして県と民間事業者が共同で新

品種の開発を進めることを後押しするというよ

うことがあります。また、種子の生産面に

つきまして見た場合には、民間事業者が持つてお

られる実需者のニーズに関する情報を都道府県と

共有していくことで、種子の開発面、

生産面に活用する、あるいは逆に、都道府県が

持つておられます種子の生産圃場ですとか原種圃

の情報を民間事業者と共有する、そして、民間事

業者と今度は種子生産の技術と意欲を持つておら

れる農業者とのマッチングを行ふと、いろんな側

面があるわけでございますが、そのようなことが考

えられますので、農水省としても、そのような

取組を今後促進してまいりたいと存じます。

○竹谷とし子君 情報共有やマッチングというも

のが必要であるということで、それを国として後

押しをしていくことだと思いますので、こ

の法案の廃止にともらず、それによる効果が

しっかりと出ていくよう取り組んでいただきたい

と思います。

○竹谷とし子君 情報共有やマッチングというも

のが必要であるということで、それを国として後

押しをしていくことだと思いますので、こ

の法案の廃止にともらず、それによる効果が

しっかりと出ていくよう取り組んでいただきたい

と思います。

また、国内のマーケットが大変残念ながら年間八万トンずつぐらい減少しているわけでございま

すが、やはり海外には潜在的な大きなマーケット

があるということを考えますと、そういった海外への輸出用のお米に対するニーズがかなりあると

いうことでございます。

また、今、今回の廃止、主要農作物種子法の廃止によって、これまで義務化されていたものを少し柔軟化することによってマーケットのニーズに

対応していかなければいけないという問題意識でございます。

やはり民間企業と都道府県がしっかりと連携をし

ていく必要性というものがあると思います。

それをどのように連携をしていけばいいのかと

いうことについて、農水省の見解を伺いたいと思

います。

ではみつひかりといふのは余り北に行くと収穫時期が遅いので合わない、秋田県ではしきゆたかというものを豊田通商様と共同で生産を進めているという、協力して生産を進めているといふようなお話をございました。

収穫時期が違うとか、また収量が安定をしているとか、さらに、それが実需に結び付いてしっかりと売れていくといふような新しいビジネスモデル的なものがあるからこそこれがうまくいっているんだと思いますけれども、そうした種子、ほかには何がありますでしょうか。

○政府参考人(柄澤彰君) 民間企業が開発した稲の品種で一定の流通量があるもののうち、例えば企業の関連会社が開発した夢ごこちという品種がございます。この品種につきましては十六県で栽培され、粘りのある食感が消費者から評価されたのみで申上げますと、ある化学の品種に比べて高価格で販売され、農業者の所得向上にも寄与しているといふに承知をしております。

○竹谷とし子君 農水省としてもしつかりそつとした情報を収集、分析をして、取組への後押しに生かしていくいただきたいといふに思いますが、この法律が廃止されることによって期待される効果、当然、農業生産者の所得向上に、この法律の廃止だけではありませんけれども、農業生産者の所得向上につながっていくことをしっかりと担保していかなければならぬと思いますが、それに関しても定性的な指標というものを農水省としてお持ちでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) 主要農産物種子法は、御指摘のように、戦後、食糧増産が国家的課題であつたために作られた法律でございまして、主要農産物の優良な種子の生産、普及に寄与したこと事実でございますが、この都道府県の活動と民間の活動が必ずしも連携を取り合つて、そういうことが比較的なかつた分野でございまして、これからは広域的、戦略的な種子の生産、普及を

進めていく上でしつかり連携ができるものになるというふうに思つておりますが、これを廃止するといふこととともに、この定量的な指標があるかないでござりますと、定量的な指標を設けることは非常に困難でござります。

農業者の所得の向上にどの程度寄与するか、あるいは農業者の所得に影響を及ぼす要因、これが種子に関するものだけではなく、農作物の販売価格あるいは他の資材コストなど極めて多岐にわたります。この指標はございません。

しかし、複数の県をまたがる奨励品種の存在がございます。これは各県が分担できるというようなりますので、量的な指標はございません。あるいは県と民間企業が知見を持ち寄つて共同で新品種の開発を行うというメリット等、柔軟でスピード一ディーな対応ができるといふこともございますので、量的な指標はないものの、所得向上に恐らくつながるだらうというふうに考えたところでございます。

○竹谷とし子君 しつかり農業生産者の所得向上につながっていくように、ほかの施策も含めて取り組んでいっていただきたいと思います。この廃止に関して懸念を持つておられる方への懸念、これをしつかり払拭するようにしていくことも必要であると思います。

○紙智子君 日本共産党的紙智子でございます。今日は、午前中参考人質疑があつて、参考人の方から主要農作物種子法の廃止法案をめぐつていろいろ意見が出されました。審議の基本となる米、麦、大豆の資料も出されないままに廃止法案の審議を行つてゐることに、これどういうふうに思うかということで聞きましたら、佐藤参考人は、国会で慎重審議をしていただきたいといふうに言いました。それから、西川参考人も、十分な資料が出された形で審議をされ、国民的な議論をしていただきたいといふに、やっぱりこの慎重審議を求める意見が出ました。

○國務大臣(山本有二君) 傷重審議は当然でござりますし、また、出し得る資料、これはできるだけもうしつかりと提出して審議の材料にしていただくという立場でございます。

○紙智子君 出し得るだけしつかりと出して審議してもらうと言いましたけれども、しかし、種子法の対象は米、麦、大豆なわけですよ。

それで、衆議院段階でも資料を出さずに議論をしていたこと 자체が私驚きだつたわけですね。それで、衆議院段階でも資料を出さずに議論をしていたことについて、いざれも公表されている資料でございました。

それを排除しているわけではないので、変わらない面もありますけれども、そうした懸念に對して農水省としてどう対処していくのかというところをお伺いして、終わりたいと思います。

○委員長(渡辺猛之君) 簡潔にお願いします。

○政府参考人(柄澤彰君) はい。今御指摘のように、種子の今後の価格の問題、あるいは品質の確保の問題、あるいは外資の問題、今までの御議論でもいろいろな御懸念が示され、私ども一つ一つお答えしているところでございません。

も、改めてですね、麦、大豆については資料を出しているなかつた、この理由についてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(柄澤彰君) 大変恐縮でございますが、農水省としましては、実はおむね一年に一度、水陸稻・麦類・大豆奨励品種特性表といふ、かなり厚いものでございますが、そういうものを作り、御指摘の麦、大豆につきまして、そこで、稻のみならず、御指摘の麦、大豆につきまして、例えば都道府県別の奨励品種に係る品種名、品種数、作付面積、品種の来歴、育成年、育成場所、品種特性など、また民間企業の育成品種に係る品種名、作付面積、来歴、育成年、育成場所、品種特性など、また民間企業の育成品種に係る品種名、作付面積、来歴、育成年、育成場所、品種特性などを定期的に公表をしております。

さらに、米、麦、大豆につきましては、年産別に農産物検査結果というものは毎年調査、公表しておりますので、そこにおきまして、米のみならず、麦、大豆の産地品種銘柄別の産地検査数量、等級等を公表しております。

今般、種子法の廃止に当たりまして、主としてこの米、麦、大豆品目共通の法制度の問題について御議論があつたわけでございます。そういつた中で、私ども、政府・与党の検討の場におきまして御議論があつたわけでございます。それで、主要農作物の対象がもちろん米、麦、大豆であることを明確にした上で、制度全体の課題や問題点を整理し、そして例示として代表的な米のデータをお示しして検討、分析していただいたわけございまして、種子法を御議論いただく上で情報を外部に提示してこなつたという事実はございません。

○國務大臣(山本有二君) 傷重審議は当然でござりますし、また、出し得る資料、これはできるだけしつかりと提出して審議の材料にしていた

ね。

何でこの国会で廃止法案審議するときに出さないんですか。一番基本となるところで、これまでそれだけ一生懸命やつてゐるんだつたら、全部出せばいいじゃないですか。なぜ出さないんですか。

ます。

○紙智子君 そんなね、納得いかないですよ。我々国會議員の場に出していいでしょ。公表したかもしれないけれども、ちゃんと資料として、廃止法案やるために、なぜ廃止なのかということのその理屈がどうなのかといふことを審査するための、そういうものとして出していないのはなぜなんですか。

○政府参考人(柄澤彰君) 大変恐縮でございますが、前回の審議の際にも御指示をいただきまして、今申し上げた公表した資料を分かりやすく整理したものを、例えば、本日理事会にお示ししているところでございます。

○紙智子君 理事会つて、これ、昨日出してきたばつかりじゃないですか。私が言つて初めてはつと気が付いて出したんじやないんですか、たつた本当にいいかげんですよ。こんなことで廃止法案を審議してくださりなんといふことと本當にいいかげんだと。私は出し直すべきだと、やり直すべきだと思います。

この出してきた資料なんですけれども、極めて不十分なんですよ、まあ全体そうですが、なぜ作ったといふこともあるんですけれども、極めて安いことを問題にしているわけですよ。で、競争にならないんだと。ところが、その資料について言えば、例えば価格だけは書いてあると、民間と都道府県の。しかし、先行投資だとか設備投資にどれだけ掛かって、その結果こういう盾段になつていてこうだといふことは何らないわけですよ。そして、法案の第二条のところでは、米、大麦、裸麦、小麦及び大豆とあるわけですよ。

これ、全体出さなきゃいけないけれども、これ立法事実に関わることで、資料を出さないで法案審議を進めてきたといふこと、これ大変な問題だと思ふんですけれども、大臣、どう思われますか。

○國務大臣(山本有二君) 公表をしてきた資料ではございますが、分かりやすく更にまとめて提供を日本させていただきました。

また、その資料について、どのようなものをしつかり出すべきかといふ判断も慎重にするべきであつたというように反省するところでございます。

○紙智子君 反省するなら、やり直してほしいと思うんですよ。

なぜ種子法を廃止するのかと、その根底となるデータもまともな説明もない、それで同じこと繰り返しているばかりと。これは私、国会軽視だと

規制改革推進会議ですか、農業ワーキング・グループの中で本間正義氏も、廃止法案について、この法案のどこが具合が悪いのかといふことはもう少し詳しい説明した方がいいんじゃないかと意見言つているんですよ。ところが、その後の議事録見てみると、それに従つて何ら詳しい説明を加えて修正した形跡もないわけですよ。そういう議論がされているのにもかかわらず、まあこの方

でさえ、これだつたら分からぬよと、もうちょっと詳しいことを言つた方がいいと言つてゐるのにもかかわらず、何ら手も付けないまま出しへくると。

これは国会軽視も甚だしいです。議員を何だと思っているんですか。私たちここで法案について真剣な議論をするためにいるのに、何か採決するための形だけ整えるために座つてゐるわけじゃないんですよ。

私はこれ、もう一回出し直すべきだとうふうに思います。委員長、ちょっと取り計らつてください。

○委員長(渡辺猛之君) 後刻理事会で協議いたしました。

○紙智子君 全然納得いかないまま今に至つていま

す。

○紙智子君 財源についても聞くんですけど、現在地方交付税で措置されていると、さつきから議論ありました。一九九八年の地方分権で補助金が

については、どういう影響が出るのかということもあるわけです。現行法の種子法は、一つは、圃場の指定を行う、圃場の審査を行う、生産物の審査を行う、二つ目に、優良な品種の生産及び普及のための勧告、助言、指導をする、三つ目に、種子の安定供給、四つ目に、優良な種子、奨励品種を決定するための試験を行うなど、都道府県の役割を定めているわけです。

これに基づいて、例えば北海道なんか、これまで品種が多彩なものがあつて、北海道の米の大好きな魅力なんだ。主食として食べられるウルチ米だけでも十数品目あるんだと。粘り、食感、甘みと、それから飲食店や加工品など、それぞれの特徴を生かして広く活用されている。いろんな道産米をお楽しみくださいといふことで盛り上げてきましたわけですよ。土地の条件に応じた品種を開発をして、地域を盛り上げると。

これが、法的根拠がなくなつた場合に、幾ら各県が、さつき秋田の方も言わっていましたよ、眞面目な方ですね、県としては頑張るつもりだと、こういうふうに決断といふか決意を言つてゐるわけだけれども、しかしながら、地域の気候や農業形態に根差した品種の開発が後退するんじゃないですか。

○政府参考人(柄澤彰君) 午前中の参考人もおつしやつておられましたが、ほとんどの都道府県にお聞きしますと、必ずしも種子法があるからといふことはなくて、各地域の農業振興の観点から今の種子法に関連するいろいろな業務をされるところを私も回答していただいているところでござります。

私はこれ、もう一回出し直すべきだとうふうに思います。委員長、ちょっと取り計らつてください。

○紙智子君 全然納得いかないまま今に至つています。

○紙智子君 財源についても聞くんですけど、現

お仕事というのは法律の廃止にもかかわらず引き続き同様のお仕事だと思いますので、そのような

いんですか。プラスされることはないんじゃないですか。

○政府参考人(柄澤彰君) 私どもとしては、県の

観点で関係省庁に働きかけてまいりたいと存じま

○紙智子君 今の答弁では担保できないですよ。どうなるか分からぬ話じゃないですか。こんな答弁に私納得できません。ちょっと質問できましたよ、この後。

○政府参考人(柄澤彰君) 今の地方交付税の仕組みの中で、必ずしも今的地方交付税の交付対象事務につきまして見ますと、法律に基づくものに限定されておるわけではありません。私ども、種苗法なり新しい支援法案に基づく取扱いも含め、仮に法律の根拠がなくても地方交付税において所要の事務が措置されるように努めてまいりたいと存じます。

○紙智子君 根拠がなくても努めてまいりますつて、これ本当、保証できないじゃないですか。もっと具体的な形でちゃんと約束できるようじやなかつたらいけないと思いませんけれども、はつきり言えることないんですか。

○政府参考人(柄澤彰君) 先ほどこの点については副大臣からも御答弁申し上げましたが、関係省庁との協議ではござりますけれども、今までの経緯あるいは他の事務の例も含めましてしっかりとこれを交付税の中に位置付けるなどうことで臨んでまいりたいと存じます。

○紙智子君 そうですよ、だつたらどうして廃止しなきやいけないんですか。改善ということではればいいのに、何で廃止しなきやいけないんですか。これ、繰り返し何回聞いてもよく分からぬままです。本当にこれやり直すべきだと、もう再三言わせていただきますけれども。

それで、九八年の種子法の改正のときに國の補助金を廃止して財源化したと。これ、地方分権推進委員会の勧告を受けて、地方の自主性を生かすという理由からです。当時の説明では、稻など主要農作物の優良な種子の確保が食糧の安定供給等の観点から極めて重要であり、そのためには引き続き種子審査等を全国的な制度の下で実施する必要があることから、一般財源化について全国的な主要農作物種子の審査制度等を維持しつつ行いました。ポイントは、全国的な審査制度

○紙智子君 今の答弁では担保できないですよ。

等を維持しつつなんですよ。

大臣は、これ構造的な問題があるつて衆議院のときの答弁でも言われたんだけれども、そういうことを言うことは、これ地方分権改革の考

え方にも反するんじやありませんか。

○國務大臣(山本有二君) 種子法があるからと

いつて、この優良種子を安定的に生産、供給して

いるというよりも、我らのこの米がおいしくて、

そして生産者も収益が上がり喜ばれるという農業

振興的觀点からやつてこられた県が多いというよ

うに認識しております。

その意味においては、法が廃止されましても、

種苗法がございますし、農産物検査法もございま

すし、安定的供給については、これは必要である

ということは、関係各省府全部同様の認識に変わり

ありません。そんな意味で、責任を持つて私ども

この認識を財政当局に訴えてまいりたいとござります。

○委員長(渡辺猛之君) 時間が参りましたので、

おまとめください。

○紙智子君 はい。

従来行つてきた政府の説明も次々と変えてきて

いるわけですよ。その理由を幾ら聞いてもよく分

かりなかつた。西川参考人、龍谷大学の教授は、

九州の農業試験場で大分の地元産の大麦一〇〇%

の焼酎を造りたいということで、醸造会社と協力

して育成した大麦の品種、ニシノホシを例にして

いるわけですね。その理由を幾ら聞いてもよく分

かりなかつた。西川参考人、龍谷大学の教授は、

九州の農業試験場で大分の地元産の大麦一〇〇%

の焼酎を造りたいということで、醸造会社と協力



<p>○委員長(渡辺猛之君) 時間ですでのおまとめください。</p> <p>○儀間光男君 はい。</p> <p>農業、農林水産物の貿易、一兆円貿易、これは経産省から少しデータが出ているんですが、この農業をしないと一兆円、あるいはGDP六百兆、そのときの農林水産物は一%ですから六兆、それには届かないという経産省のデータが出ています。時間ないので終わりますけれど、何か、大臣一言。</p> <p>○委員長(渡辺猛之君) 簡潔にお願いします。</p> <p>○国務大臣(山本有二君) I.O.T、A.Iを使つた農業は、各地域で大変優秀な成績を上げております。これが我が国のトレンドにならなきやならぬという覚悟で臨みたいと思っております。</p> <p>○儀間光男君 ありがとうございました。終わります。</p> <p>○森ゆうこ君 希望の会、森ゆうこでございます。種子法の採決がこの後行われることに対して、まず強く抗議をしたいというふうに思います。物事の決め方が余りにもおかし過ぎる。民主主義、日本国憲法に基づいて、我々、国民の代表として選ばれてきて、そして農林水産行政を決めるこの委員会に属しているわけです。しかし、何も知られないまま、あるいは資料もきちんと提供されないまま、あつという間に審議が進んで、そして多くの懸念が示されるのに採決をしてしまうということについて強く抗議したいと思います。</p> <p>そして、安倍自民党、安倍内閣というのは、物事の決め方がもう、国家戦略特区、規制改革会議、みんなおかしいんですよ。その象徴である加計学園の問題、獣医師の問題、獣医学部の問題をこの間から、これ関連する話ですからやつていてるわけでございます。</p> <p>それで、内閣府副大臣、いつも申し訳ありませんけれども、平成二十八年九月二十一日、今治分科会において提出された今治市提案の資料、訂正してくださいましたか。</p>
<p>○副大臣(松本洋平君) 九月二十一日に今治市分科会で提出された資料の件、特に先般の委員会におきまして、いわゆる中東呼吸器症候群、MERSのスペルが違うということであります。文中はM.I.R.Sと表記をしてあるわけでありますけれども、正しくはM.E.R.Sということがあります。この文書作成に関しましては、これは今治市の商工会の加戸さんがお作りになつて提出をされた資料でありますので、こちらの方でそれを訂正するというものではないと思ひますが、ただ、内閣府の確認が不徹底であったことにも起因をするものであると思っております。おわびをするとともに、内閣府の事務方にも注意喚起をさせていただきたいと思います。</p> <p>○森ゆうこ君 それは、すなわち何を意味するかというと、これたつた二枚ですよ。字数にするど何行、何字かな。要するに、今治市の提案の、熟度という言葉も間違つていますけれども、熟度が高いと、京都よりもずっといいんだというふうに判断されたわけですね。この資料、これが基本ではないかというふうに思ひます。</p> <p>それで、平成二十八年十一月九日の国家戦略特区諮問会議において、地域を限定する採決め、決定をされました。先般もるる御説明ありましたけど、全く客観的な根拠になつております。副大臣、客観的に、この地域を区切るこの理由について教えてください。</p> <p>○副大臣(松本洋平君) 済みません、先ほどの答弁で、一部、私、M.A.R.Sと間違つて表記されていたというふうに言うつもりが、M.I.R.Sと言つてしまつたようでもありますので、訂正をさせていただきたく思いますので、お許しをいただきたいと思います。</p> <p>○森ゆうこ君 先ほどお示しをされました加戸さんの資料でありますけれども、この日の分科会におきましては、農業界を代表いたしましての意見でありますとか、今治青年会議所からもいろいろと意見を頂戴したところでありますて、そうした方々と並び</p>
<p>○副大臣(松本洋平君) 九月二十一日に今治市分科会で提出された資料の件、特に先般の委員会におきまして、いわゆる中東呼吸器症候群、MERSのスペルが違うということであります。文中はM.I.R.Sと表記をしてあるわけでありますけれども、正しくはM.E.R.Sということがあります。この文書作成に関しましては、これは今治市の商工会の加戸さんがお作りになつて提出をされた資料でありますので、こちらの方でそれを訂正するというものではない、決定したものではないということがあります。あくまでも制度といたしまして、どうなものではないと思ひますが、ただ、内閣府の確認が不徹底であったことにも起因をするものであると思っております。おわびをするとともに、内閣府の事務方にも注意喚起をさせていただきたいと思います。</p> <p>○森ゆうこ君 それは、すなわち何を意味するかというと、これたつた二枚ですよ。字数にするど何行、何字かな。要するに、今治市の提案の、熟度という言葉も間違つていますけれども、熟度が高いと、京都よりもずっといいんだというふうに判断されたわけですね。この資料、これが基本ではないかというふうに思ひます。</p> <p>それで、平成二十八年十一月九日の国家戦略特区諮問会議において、地域を限定する採決め、決定をされました。先般もるる御説明ありましたけど、全く客観的な根拠になつております。副大臣、客観的に、この地域を区切るこの理由について教えてください。</p> <p>○副大臣(松本洋平君) 済みません、先ほどの答弁で、一部、私、M.A.R.Sと間違つて表記されていたというふうに言うつもりが、M.I.R.Sと言つてしまつたようでもありますので、訂正をさせていただきたく思いますので、お許しをいただきたいと思います。</p> <p>○森ゆうこ君 全然理解できません。説明になつていませんよ。コントですか、何かコントを繰り返しているんですか。この間のMERS、そのミススペリングといい、まともな説明してください。そういうないと、もうずっとお呼びすることになります。</p> <p>○森ゆうこ君 全然理解できません。説明になつていませんよ。コントですか、何かコントを繰り返しているんですか。この間のMERS、そのミススペリングといい、まともな説明してください。そのためには何が必要なんでしょうか。そのためには何が必要なんでしょうか。そのためには何が必要なんでしょうか。そのためには何が必要なんでしょうか。</p>
<p>○森ゆうこ君 全然理解できません。説明になつていませんよ。コントですか、何かコントを繰り返しているんですか。この間のMERS、そのミススペリングといい、まともな説明してください。そのためには何が必要なんでしょうか。そのためには何が必要なんでしょうか。そのためには何が必要なんでしょうか。</p> <p>○政府参考人(柄澤彰君) 現在、平成十年以降、一般財源化されまして、この事務につきましては地方交付税の単位費用算定基礎の一部に組み込まれております。</p> <p>今後、都道府県が廃止後も同様の措置が受けられるよう、私どもとしましては、地方交付税の中に引き続き、先ほど申し上げましたように、例えば種苗法あるいは農業競争力強化支援法等を根拠として措置されるよう、平成三十年度の予算編成過程でござりますけれども、関係省庁に働き</p>



聞かずして廃止の方向性を決めました。議論を誘導したのは、規制改革派の委員から成る官邸主導の規制改革推進会議と未来投資会議でした。政策決定が著しくゆがめられている現状に強く抗議をいたします。

反対の第二の理由は、食糧の安定供給に問題が生じる可能性があることです。

稻、麦、大豆の主要農作物は国の基本的な食糧、基幹的な作物であり、その安定供給は国の極めて重要な責務であります。その実現には、地域の環境に適した優良品種の開発とともに、必要な種子を確実に生産し、適正価格で生産農家に販売することが前提となります。

このため、種子法は、主要農作物種子の開発、生産、普及、流通のうち、生産、普及における都道府県の役割を規定することで、食糧の安定供給の前提となる種子供給体制の構築に重要な役割を果たしてきました。

政府は、種子法が廃止をされた後も、都道府県による原種、原原種の生産、種子協会による需給調整など、現行の種子供給体制は変わらないとしています。しかし、その根拠法を失うこととなれば、一般財源の下で都道府県財政当局が長期的に財源を確保することが困難になるのではないかでしょうか。

第三の理由は、民間企業の参入により、国内の種子生産、種子利用に深刻な影響が生ずる危険性です。

例えば、民間企業が開発したF<sub>1</sub>種子が広く普及した場合、その企業の種子への依存が高まり、地域農業が企業の方針に左右される危険性があります。また、将来的に、国際的な巨大資本による国内市場への参入や国内企業の買収等が生じた場合、優良な品種が海外へ流出する懸念や、外資の種子のシェア拡大が食料安全保障に悪影響を及ぼす懸念があります。

第四の理由は、そもそも、今、種子法を廃止しなければならない理由がどこにあるのかというところであります。

規制改革推進会議以外に種子法を廃止してほしいと要望している関係者はいるのでしょうか。

政府は、種子法が民間の品種開発の意欲を阻害しているため廃止するとし、その根拠として、民間の品種が都道府県の奨励品種に採用されている事實を挙げています。しかし、種子法は奨励品種の決定等について何ら規定しておらず、種子法によって民間の品種が奨励品種から排除された具体的事例も示されていません。むしろ、法律を改正し、あるいは制度の運用を改善することで、民間活力を活用しながら種子の安定的な供給体制を明確に担保していくべきではないでしょうか。

種子は国家戦略物資であり、国の責任で守るべきものです。種子の国内自給を維持向上させることは国の責務です。種子法を廃止することは、このような国の責任、責務を放棄し、多様な環境にある地域農業を支えてきた都道府県による種子の生産、普及の仕組みを弱体化させるのです。肥料安全保障上の観点からも大きな問題があり、将来に禍根を残すことになります。本法案には反対せざるを得ません。

なお、農業機械化促進法を廃止する等の法律案には賛成いたしますが、政府には引き続き農業機械の安全性の確保に努めるよう強く求め、以上、私の討論を終わります。

○紙智子君 私は、日本共産党を代表して、主要農作物種子法廃止法案及び農業機械化促進法廃止法案の反対討論を行います。

種子は農業生産の最も基礎的な農業生産資材であり、食と農を左右するものだからこそ、法律にすることで國の姿勢を示してきました。ところが、まともな資料も出されないまま、参考人からは慎重審議や国民的な議論を求められたにもかかわらず、法律を廃止する法律案に対し、反対の立場から討論をいたしました。

まず、本日採決が行われることに強く抗議いたします。衆議院では僅か五時間、今日は両筆頭の御配慮もありまして参考人質疑はございましたけれども、ますます問題点が大きくなる中で、このよ

ト・スコウマン、元国際小麦・トウモロコシ改良センター・ジーンバンク、氏の言葉です。氏は統計で、土壤、水、そして遺伝資源、種子は農業と世界の食料安全保障の基盤を構成している。これらのうち、最も理解されず、かつ最も低く評価されているのが植物遺伝資源である。それは、まだ明確に担保していくべきではないでしょうか。

第三の反対理由は、現在でも民間企業による育成品種が奨励品種となるなど、民間に不利とは言えない上、開発に係るコストの上乗せのため価格引上げにつながる危険があります。

次に、農業機械化促進法を廃止する等の法律案に反対の討論を行います。

第一に、型式検査制度の廃止について容認できるものではないということです。型式検査は、アメリカやフランスなどの欧米主要国、OECD諸国でも行われており、今後も農業機械の高度化が進む中で、農業者や製造業者のための制度的な担保が必要であるからです。

第二に、農業機械化促進法の廃止は、現場から廃止の要求が上がったわけでもなく、農業資材審議会の意見も聴くことなく、拙速で強引な進め方には容認できるものではありません。

以上を申し述べ、反対することを表明し、討論をいたしました。

○森ゆうこ君 希望の会（自由・社民）、自由党の森ゆうこでございます。

私は、ただいま議題となりました主要農作物種子法を廃止する法律案に対し、反対の立場から討論をいたしました。

まず、本日採決が行われることに強く抗議いたしました。衆議院では僅か五時間、今日は両筆頭の御配慮もありまして参考人質疑はございましたけれども、ますます問題点が大きくなる中で、このよ

うな形で採決が行われることに対する憤りを感じるものでございました。

第一の反対理由は、都道府県と関係者が積み上げてきた高い安全性和公公平性を持つ種子の生産、普及体制が崩壊する危険性があるからです。外資も、これは午前中の西川参考人が紹介されたベ

ン（賛成者挙手）

ト・スコウマン、元国際小麦・トウモロコシ改良センター・ジーンバンク、氏の言葉です。氏は統計で、土壤、水、そして遺伝資源、種子は農業と世界の食料安全保障の基盤を構成している。これらのうち、最も理解されず、かつ最も低く評価されているのが植物遺伝資源である。それは、まだ明確に担保していくべきではないでしょうか。

第三の反対理由は、現在でも民間企業による育成品種が奨励品種となるなど、民間に不利とは言えない上、開発に係るコストの上乗せのため価格引上げにつながる危険があります。

次に、農業機械化促進法を廃止する等の法律案に反対の討論を行います。

第一に、型式検査制度の廃止について容認できるものではないということです。型式検査は、アメリカやフランスなどの欧米主要国、OECD諸国でも行われており、今後も農業機械の高度化が進む中で、農業者や製造業者のための制度的な担保が必要であるからです。

第二に、農業機械化促進法の廃止は、現場から廃止の要求が上がったわけでもなく、農業資材審議会の意見も聴くことなく、拙速で強引な進め方には容認できるものではありません。

以上を申し述べ、反対することを表明し、討論をいたしました。

○森ゆうこ君 希望の会（自由・社民）、自由党の森ゆうこでございます。

私は、ただいま議題となりました主要農作物種子法を廃止する法律案に対し、反対の立場から討論をいたしました。

まず、本日採決が行われることに強く抗議いたしました。衆議院では僅か五時間、今日は両筆頭の御配慮もありまして参考人質疑はございましたけれども、ますます問題点が大きくなる中で、このよ

○委員長(渡辺猛之君) 多数と認めます。よつ

本日はこれにて散会いたします

て、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきも

周知を徹底するよう努めること。  
三 主要農作物の種子について、民間事業者が

のと決定いたしました。  
次に、主要農作物種子法を廃止する法律案の採決を行います。  
本案に賛成の方の挙手を願います。

三 周知を徹底するよう努めること。  
三 主要農作物の種子について、民間事業者が参入しやすい環境が整備されるよう、民間事業者と都道府県等との連携を推進するとともに、主要農作物種子が、引き続き国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されるべく努めること。

〔賛成者挙手〕 ○委員長 渡辺謲之君 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

周知を徹底するよう努めること。

三 主要農作物の種子について、民間事業者が参入しやすい環境が整備されるよう、民間事業者と都道府県等との連携を推進するとともに、主要農作物種子が、引き続き国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されるよう努めること。

四 消費者の多様な嗜好性、生産地の生産環境に対応した多様な種子の生産を確保すること。特に、長期的な観点から、消費者の利

この際、徳永君から発言を認められておりますので、これを許します。徳永君。

○徳永君 私は、ただいま可決されました主要農作物種子法を廃止する法律案に対し、自由民主党・民進党・新緑風会、公明党及び日本維新の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

三 周知を徹底するよう努めること。  
四 主要農作物の種子について、民間事業者が参入しやすい環境が整備されるよう、民間事業者と都道府県等との連携を推進するとともに、主要農作物種子が、引き続き国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されること。  
五 消費者の多様な嗜好性、生産地の生産環境に対応した多様な種子の生産を確保すること。  
六 特に、長期的な観点から、消費者の利益、生産者の持続可能な経営を維持するため、特定の事業者による種子の独占によつて弊害が生じることのないよう努めること。  
右決議する。  
以上でござります。

**案又を朗読いたします。**  
**主要農作物種子法を廃止する法律案に對する附帯決議（案）**

周知を徹底するよう努めること。  
三 主要農作物の種子について、民間事業者が  
参入しやすい環境が整備されるよう、民間事業者  
と都道府県等との連携を推進するとともに、  
主要農作物種子が、引き続き国外に流出する  
ことなく適正な価格で国内で生産される  
よう努めること。

四 消費者の多様な嗜好性、生産地の生産環境  
に対応した多様な種子の生産を確保すること。  
と、特に、長期的な観点から、消費者の利益  
、生産者の持続可能な経営を維持するため、  
特定の事業者による種子の独占によつて  
弊害が生じることのないよう努めること。  
右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま  
す。

○委員長(渡辺猛之君) ただいま徳永君から提出  
されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま  
す。

主要農作物種子法は、昭和二十七年に制定され以降、都道府県に原種・原原種の生産、奨励品種指定のための検査等を義務付けることにより、我が国の基本的作物である主要農作物（稻、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子の国内自給の確保及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたところである。

三 周知を徹底するよう努めること。

四 消費者の多様な嗜好性、生産地の生産環境に對応した多様な種子の生産を確保すること。特に、長期的な觀点から、消費者の利益、生産者の持続可能な經營を維持するため、特定の事業者による種子の独占によつて弊害が生じることのないよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(渡辺猛之君) ただいま徳永君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(渡辺猛之君) 多数と認めます。よつて、徳永君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、山本農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

周知を徹底すること。

三 主要農作物の種子について、民間事業者が参入しやすい環境が整備されるよう、民間事業者と都道府県等との連携を推進するとともに、主要農作物種子が、引き続き国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されること。

四 消費者の多様な嗜好性、生産地の生産環境に対応した多様な種子の生産を確保すること。特に、長期的な観点から、消費者の利益、生産者の持続可能な経営を維持するため、特定の事業者による種子の独占による弊害が生じることのないよう努めること。

右決議する。

以上でござります。

何ぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(渡辺猛之君) ただいま徳永君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(渡辺猛之君) 多数と認めます。よろしくお聞かせください。

て、徳永君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、山本農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。山本農林水産大臣。

○国務大臣(山本有二君) ただいまは法案を御可

一 将来にわたつて主要農作物の優良な品質の種子の流通を確保するため 種苗法に基づき、主要農作物の種子の生産等について適切

三 周知を徹底するよう努めること。

三 主要農作物の種子について、民間事業者が参入しやすい環境が整備されるよう、民間事業者と都道府県等との連携を推進することにより、主要農作物種子が、引き続き国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されること。

四 消費者の多様な嗜好性、生産地の生産環境に対応した多様な種子の生産を確保すること。特に、長期的な観点から、消費者の利益、生産者の持続可能な経営を維持するため、特定の事業者による種子の独占によつて弊害が生じることのないよう努めること。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(渡辺猛之君) ただいま徳永君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(渡辺猛之君) 多数と認めます。よつて、徳永君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、山本農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。山本農林水産大臣。

○國務大臣(山本有二君) ただいまは法案を御可決いただきまして、誠にありがとうございました。

二 主要農作物種子法の廃止に伴つて都道府県  
な基準を定め、運用すること。

周知を徹底するよう努めること。

三 主要農作物の種子について、民間事業者が参入しやすい環境が整備されるよう、民間事業者と都道府県等との連携を推進するとともに、主要農作物種子が、引き続き国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されること。

四 消費者の多様な嗜好性、生産地の生産環境に対応した多様な種子の生産を確保すること。特に、長期的な観点から、消費者の利益、生産者の持続可能な経営を維持するため、特定の事業者による種子の独占によつて弊害が生じることのないよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(渡辺猛之君) ただいま徳永君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(渡辺猛之君) 多数と認めます。よつて、徳永君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、山本農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。山本農林水産大臣。

○國務大臣(山本有二君) ただいまは法案を御可決いただきまして、誠にありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(渡辺猛之君) なお、両案の審査報告書

の取組が後退することのないよう、都道府県がこれまでの体制を生かして主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むに当たっては、その財政需要について、引き続き地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局も含めた

三 周知を徹底するよう努めること。

○ 委員長(渡辺猛之君) 参入しやすい環境が整備されるよう、民間事業者が業者と都道府県等との連携を推進することによって適正な価格で国内で生産されることなく、主要農作物種子が、引き続き国外に流出することなく、消費者の多様な嗜好性、生産地の生産環境に対応した多様な種子の生産を確保することと、特に、長期的な観点から、消費者の利益、生産者の持続可能な経営を維持するため、特定の事業者による種子の独占によつて弊害が生じることのないよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○ 委員長(渡辺猛之君) ただいま徳永君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○ 委員長(渡辺猛之君) 多数と認めます。よつて、徳永君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、山本農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。山本農林水産大臣。

○ 国務大臣(山本有二君) ただいまは法案を御可決いただきまして、誠にありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○ 委員長(渡辺猛之君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 委員長(渡辺猛之君) 御異議ないと認め、さよなら決定いたします。



平成二十九年五月十一日印刷

平成二十九年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K